

効果的利他主義は道徳的義務なのか？ 帰結主義とカント的観点からの正当化*

竹下昌志・清水颯

Contributed equally

概要

The world faces various problems, such as starvation and infectious diseases. One approach to solving these problems is Effective Altruism (EA), which seeks to make the world as good as possible based on objective evidence and careful reasoning. EA has been supported by utilitarians such as Peter Singer. In fact, many people who support EA are utilitarian. However, in recent years, some previous studies have defended EA in non-utilitarian approaches. This paper argues that EA is justified not only from utilitarianism but also from other forms of consequentialism and a Kantian perspective, which existing studies have not yet examined. This paper also discusses the difference between consequentialism and the Kantian perspective in supporting EA. First, this paper introduces and briefly explains William MacAskill's definition of EA. According to that definition, an EA act maximizes the good based on careful reasoning and objective evidence. Next, this paper shows that the practice of EA is justified by some form of consequentialism, which takes the consequence of an action as the basis for moral evaluation. Second, a Kantian perspective requires altruistic acts to promote the happiness of others as a duty. This paper focuses on two points to suggest that altruistic acts from Kantian duty can meet the definition of EA acts. 1. non-intuitive and non-emotional reasoning about the happiness of others; and 2. taking an impartial standpoint. From these points, this paper shows that from a Kantian perspective, it is argued that we must aim to help others and act in a way that promotes the well-being pursued by others as far as possible. The last part of this paper explores the differences in approach when justifying EA acts from a consequentialist or Kantian perspective. Specifically, this section compares the selection of donation recipients and the level of self-sacrifice under each viewpoint.

Keywords: 効果的利他主義, 帰結主義, カント, 利他行為, 寄付

* *CAP* Vol. 15 (2024) pp. 135-171. Submitted: 2023.9.12. Accepted: 2024.4.15. Category: 原著論文.
Published: 2024.4.29.

1 はじめに

世界には、飢餓や感染症など、様々な問題が存在している。例えば、2021年にマラリアに感染して死亡した人は推定61.9万人（World Health Organization, 2022）、ビタミン剤の摂取で簡単に予防可能なビタミンA欠乏症で死亡した人は推定約23.3万人にもなる（Stanaway et al., 2018）。また世界銀行のデータによれば、2018年に1日2.15ドル以下で生活している貧困層は推定約6億5800万人である*1。非ヒト動物に関しても、例えば、採卵鶏のうち、2021年のアメリカでは約70.8%が、2014年の日本では約92%がケージ飼育されており、非常に狭い場所で生活を強いられている（Mendez, 2023; 畜産技術協会, 2015）。私たちはこうした悲惨な状況に対して何をすべきだろうか。

近年、こうした問題に対処する一つのアプローチとして注目されているのが効果的利他主義（Effective Altruism, 以下、EA）という運動である。EAとは、証拠に基づき、単位資源あたりで可能な善いことを最大化するという考えを中心とした運動であり、グローバルヘルスや動物福祉の問題に対してより効果的な実践を目指す運動である。EAの思想的な源流の一つにはPeter Singerの「飢えと豊かさ道徳」（Singer, 1972）があるが、「効果的利他主義」という名前は2011年に生まれたとされており（MacAskill, 2021）、EAという運動が始まったのはかなり最近のことである。

本稿の目的は、帰結主義とカント的観点から、グローバルヘルスなどの問題に対処するEAが道徳的義務であることを擁護し、また、帰結主義とカント的観点でEAの正当化の仕方が異なることによってどのような異同が生じるかを検討することである。EAの中心となる考え方からも明らかなように、EAは帰結主義と親和的である。そのため、EAは功利主義的なものだとみなされがちである（e.g., 伊藤, 2021）。しかし近年、非帰結主義的な正当化の試みがなされており（Pummer, 2016; Horton, 2017）、EAをより様々な立場からも受け入れられるようなエキューメンカルな運動として捉えることができる可能性が示唆されている。そこで本稿では、非帰結主義の代表的な論者であるカントの議論を参照し、カント的観点からEAの正当化が可能かどうかを検討する（カント的観点は3.2節で定式化する）。結論としては、EAの実践は、ある状況下では、主要な帰結主義とカント的観点から道徳的義務として正当化されると主張する。

本稿の構成は次のとおりである。まず2節でEAの概要について説明する。3節で、帰結主義とカント的観点から、EAの実践が道徳的義務であるかどうかを検討する。4節で、帰結主義とカント的観点のそれぞれから正当化する場合、どのような類似点や相違点があるかを論じる。5節で本稿の内容をまとめる。

2 効果的利他主義とは何か

効果的利他主義（EA）とは、大まかには、証拠に基づきできる限り善いことをするものとして理解される。様々な定義が提案されているが、ここではまず、既存の定義を整理し暫定的にまとめた

*1 以下のサイトの「Poverty headcount ratio at \$2.15 a day (2017 PPP) (% of population)」および「Population, total」より計算：<https://data.worldbank.org/> [2023年8月15日閲覧]

MacAskill (2019) の定義を見る。MacAskill (2019, p. 14) は EA を次のように定義する。

効果的利他主義とは：

- (i) 単位資源あたりの善を最大化する方法を見つけ出すために、証拠を利用し慎重な推論を行うこと、そして「善」を不偏的で厚生主義的な (welfarist) 観点で暫定的に理解すること。
- (ii) (i) で得られた知見を利用して、世界をより良くしようとすること (try to improve)。

MacAskill は (i) を知的プロジェクト (研究領域) としての EA, (ii) を実践的プロジェクト (社会運動) としての EA であるとし、この定義の四つの特徴をあげている (MacAskill, 2019, p. 14)。

1. 非規範的 (non-normative) : (i) にも (ii) にも、何らかの義務を要求するような規範的主張は含まれてないという点で、非規範的な主張である*²
2. 最大化 (maximizing) : 与えられた資源 (時間や金銭, 認知資源など, 行為を実行するために必要な資源) のもとで可能な限り善いことをする
3. 科学整合的 (science-aligned) : データだけでなく、慎重で厳密な議論と理論モデルを頼りにすることを含み、広義の科学的手法を用いる
4. 暫定的に不偏かつ厚生主義的 (tentatively impartial and welfarist) : 福利 (well-being) が、そして福利だけが善 (非道具的価値) であり (厚生主義), すべての人の福利が等しく考慮されること (不偏性), と暫定的に理解する

この定義は概ね妥当なものであるが、以下ではこの定義に関連して、本稿で検討する EA について五つの注意点がある。

第一に、不偏性と厚生主義に関して、薄い EA と厚い EA (Gabriel, 2017) または大きいテントと小さいテント (Berg, 2018) の区別が提案されており、EA がどの程度エキュメンカルであるべきかについての議論があるが (Berg, 2018), 本稿ではどれが真の EA であるかについて検討しない。本稿では、薄い EA を、証拠を利用した推論によってできる限りの善を行うことであり、善について特定の構想へのコミットメントを条件に含めないものとし、対照的に厚い EA を、その善を厚生主義的に解釈し、不偏性を前提にするものとする。ここでの薄い EA と厚い EA の間には様々な EA が考えられる。例えば、善を厚生主義的に解釈するが不偏性を前提にしない立場のように、目標とする善をどのように解釈するかによって中程度の厚さの EA が考えられるだろう。

第二に、EA が規範的プロジェクトであるか非規範的プロジェクトであるかはさしあたり保留する。MacAskill 自身が議論しているように、1 の特徴、つまり EA を規範的プロジェクトとして定義するか非規範的プロジェクトとして定義するかは論争的である。例えば、EA の特徴的アイデアをまとめている Berg は、EA を特定の規範的主張にコミットした立場として考えている (Berg, 2018, note 21)。

*² MacAskill は、EA の定義が規範的になる二つの仕方を説明している (MacAskill, 2019, pp. 15-17)。第一に、一定の自己犠牲を求める仕方で規範的になりうる。第二に、条件つき義務 (conditional obligation) として、何らかの資源を用いて善を行う際に、善を最大化する行為をせよという仕方で規範的になりうる。MacAskill は、EA コミュニティでのアンケート結果に基づき、EA 支持者がこうした規範的主張を EA の定義に含めることを支持していないため、EA の定義に含めていない。

本稿では EA が規範的プロジェクトであるのか非規範的プロジェクトであるのかについて中立を保ち、EA 的行為が道徳的義務であるかどうかを検討する。ここで EA 的行為とは、上記の EA の定義 (i) と (ii) を満たすような行為、すなわち、証拠を利用し慎重な推論を行い、その知見を利用して単位資源あたりの善を最大化するような行為である。ここで善を不偏的かつ厚生主義的に理解する場合は厚い EA 的行為であり、そうでないなら薄い EA 的行為であるとする。例えば、4.2 節で紹介するようなメタ慈善団体を参照して各慈善団体の費用対効果についての証拠を集め、それに基づいて最大の費用対効果がある実践をしている慈善団体に寄付することは、ここでの EA 的行為の定義を満たすような実践であるだろう。

第三に、どの程度の資源を投入すべきかに関して詳細には議論しない。EA の定義にはどの程度の資源を投入するかは明示されていないが、例えば寄付額について言えば、一定程度の寄付が推奨されることが多い。EA の立役者の一人である Toby Ord が設立した Giving What We Can では、メンバーに対して収入の 10% の寄付を宣誓することが求められている*³。また Singer が設立した The Life You Can Save という組織の web サイトでは、年収を入力することで寄付の目安を計算できる*⁴。例えば年収 500 万円であれば、年に 1% の寄付 (5 万円) が推奨される。また寄付以外の様々な EA 的行為を実践するにあたって、例えば 3.1.2 節で紹介するキャリア選択において、どれほどの時間を割いてキャリア選択するべきかは難しい問題である。そのため本稿では、寄付額やその他の投入すべき資源量に関しては言及せず、ある資源量を前提にした場合に、その資源を用いて EA 的行為をすべきかどうかを検討する。ただし 4.3 節、本稿で基礎とする帰結主義、カント的観点に基づいた場合、どの程度の資源量を投入するべきかを寄付実践の文脈で簡単に検討する。

第四に、厚生主義の解釈について、本稿では、EA は福利に関する具体的な構想にコミットしてないと仮定する。福利の主要な理論として、快樂説、欲求充足説、客観的リスト説があるが (e.g. 森村, 2018)、少なくとも定義上は、EA は特定の立場にコミットしていない。また EA の現在の主な実践の一つは主に絶対的貧困下にある人々の福利の改善であるが、福利の主要な理論のどれを採用してもかれらの福利水準は著しく低くなるため、現在の EA が特定の理論にコミットしているかどうか不明確である。それゆえ、本稿では EA は特定の福利の理論にコミットしてないと仮定する。また本稿では非厚生主義を、少なくとも福利以外のものを善とする立場であるとする。ここで福利以外のものとして、例えば MacAskill は芸術や生物多様性の価値などをあげている (MacAskill, 2019, p. 18)。よって、非厚生主義はこうした事物を善とするが、厚生主義を採用するような厚い EA はこうした事物を善、すなわち非道具的価値があるとはしない。

第五に、本稿では、EA の配慮の対象に将来世代の人々や非ヒト動物が含まれるかどうかについて議論しない。近年、EA 支持者の一部が、遠い将来の人々を配慮の対象として考える長期主義 (longtermism) (MacAskill, 2022) を支持している。また EA 支持者の一部はヴィーガンやベジタリアンであり (Dullaghan, 2019)、非ヒト動物を配慮の対象として考えている。しかし、EA と長期主義、非ヒト動物を配慮の対象とする思想との間に、概念的つながりはない。また EA を支持するすべての

*³ <https://www.givingwhatwecan.org/pledge> [2023 年 8 月 15 日閲覧]

*⁴ <https://www.thelifeyoucansave.org/take-the-pledge/> [2023 年 8 月 15 日閲覧]

人が、これらの存在を配慮の対象とするわけではない。したがって本稿では、特に断りがない場合は、EA の配慮の対象を現在存在している人々に限定する。ただし非ヒト動物への配慮については 4.2.3 節で議論する。

EA それ自体は道徳理論ではないため、EA 的行為を正当化するには EA とは別に何らかの道徳理論・立場が必要になる。1 節で述べたように、Singer や MacAskill を始めとして、EA は功利主義から正当化されることが多い。実際、EA コミュニティでの 2019 年のアンケート (N=1360) によれば、功利主義を支持する人は 66.9% にもなり、功利主義以外の帰結主義 (11.1%)、徳倫理 (7.3%)、義務論 (3.2%)、その他 (8.8%) と比べると圧倒的である (Dullaghan, 2019)。

しかし近年、EA を非帰結主義的に擁護する試みがなされており (Pummer, 2016; Horton, 2017)、EA がより多様な立場から正当化されるかどうか重要なトピックになっている。しかし、Pummer (2016) は直観的な事例によって EA を支持する議論を提示し、Horton (2017) は広い意味で契約主義的な議論を行っているが、どちらも他の様々な事例を一貫して説明するような体系的な道徳理論を参照して議論しているわけではない。そこで以下では EA 的行為が道徳的義務であるかどうかについて、功利主義だけでなく、主要な帰結主義理論とカント的観点から検討する。特に本稿の目的に照らして、以下では、主要な帰結主義理論とカント的観点から、グローバルヘルスなどの問題に対処する上で上記のように想定された EA 的行為、すなわち、厚いまたは薄い EA であるような EA の定義 (i) と (ii) を満たし (ただし福利の構想についてのコミットはなく)、ある資源量を前提とし、現在存在している人を配慮の対象とするような行為が道徳的に正しいまたは道徳的義務であるということを擁護する。

3 EA の正当化：帰結主義とカント的観点

本節ではまず、帰結主義からの EA の正当化を検討する。次にカント的観点からの正当化を検討する。3.1 節では帰結主義からの EA 的行為の正当化について検討する。まず、帰結主義の定式化と分類を行い、本稿で検討する帰結主義を示す (3.1.1)。次に、EA に最も近いと考えられる帰結主義の形態を示し、EA 的行為がどのように正当化されるかを検討する (3.1.2)。最後に、そのような帰結主義以外の帰結主義から EA 的行為が正当化されるかどうかを検討する (3.1.3)。

3.2 節ではカント的観点からの EA 的行為の正当化について検討する。まず、カントが他人の援助義務についてどのような見解をもっていたのかを確認し、その特徴を非直観的な慎重な推論と不偏性の観点から考察することで、カント的観点と EA 的行為との重なりを指摘する (3.2.1)。次に、どのような EA 的行為がカント的観点から義務になるかを検討する (3.2.2)。

3.1 帰結主義からの正当化

3.1.1 帰結主義の定式化

帰結主義は非常に大きな理論集合の名前であり、帰結主義の核心を定義すること自体に論争がある (Horta et al., 2022)。また、その定式化の柔軟さから、任意の選択肢ランキングに対応する帰結主義を作ることができること (帰結主義化) が指摘されており (Portmore, 2022)、EA 的行為を正しいとし

ない帰結主義が存在するのは自明である。そこで本稿では、帰結主義の中でも比較的議論されていると思われる主要な帰結主義に議論を限定して、それぞれの帰結主義が EA 的行為を正しいまたは道徳的義務とするかどうかを検討する。

また、本稿では EA 的行為を評価したいため、行為の当為論的地位（正しさ、義務など）を評価する帰結主義のみを検討する。高橋（2022）は、帰結主義の分類軸として、焦点、参照点、レベルを区別している。ここで焦点とは、「帰結主義理論が正しさの当為論的評価を帰属しようとする対象のタイプのこと」（p. 4）であり、参照点とは「焦点の評価をいかにして行うかという論点に関わる」（p. 5）ものであり、その参照点（e.g., 規則）がもたらす帰結の観点から焦点（e.g., 行為）の評価がなされる。またレベルとは正しさの基準と意思決定基準に関する区別である（p. 6）。例えば規則帰結主義は、焦点が行為であり参照点が規則であるような行為-規則間接帰結主義（行為の正しさを規則がもたらす帰結を参照して評価する立場）と、焦点と参照点が規則であるような規則直接帰結主義（規則の正しさを規則自体がもたらす帰結を参照して評価する立場）がありうる。本稿ではこのうち、EA 的行為の当為論的評価をするため、焦点が行為である帰結主義（例えば行為-規則間接帰結主義）を検討する。

以上より、本稿で検討対象とする帰結主義は、焦点が行為であるが、参照点が行為である必要はないため、行為直接帰結主義と行為間接帰結主義が検討対象となる。よって行為直接帰結主義と行為間接帰結主義を以下のように定義する。

行為直接帰結主義：

ある行為を正しくする特徴（right-making feature）は、その行為がもたらす帰結の善さ、そしてそれだけである。

行為間接帰結主義：

ある行為を正しくする特徴は、その行為に関連する規則、動機^{*5}などがもたらす帰結の善さ、そしてそれだけである。^{*6}

この定義は、行為の正しさを行為や規則などの帰結の善さに根拠づける点で行為の正しさの説明を含んでいる定義になっており、後述するカント的観点とは異なる説明の仕方になっている。

この定義に基づき、本稿で検討する帰結主義を、以下の変項を変えつつそれぞれ検討する。

参照点 行為, 規則^{*7}

善 福利 (厚生主義), 福利以外 (非厚生主義)

不偏性 不偏的 (impartial), 偏頗的 (partial)

^{*5} 脚註^{*7}でも述べるように、本稿では動機を参照点とする帰結主義を扱わない。なぜなら、動機を参照点とする帰結主義の主要な議論が、行為を焦点としておらず、ここでいう行為間接帰結主義ではないからである。

^{*6} ここで「関連する」は、規則であれば例えばその行為に対する要求が含まれるという仕方、動機であれば例えばその動機が引き起こす行為という仕方、関連しているという意味である。関連の仕方は参照点の特徴や立場に依存する。

^{*7} 規則以外の参照点として動機が代表的だと思われるかもしれないが、例えば Adams (1976) の動機功利主義は焦点と参照点の両方が動機である帰結主義であり、本稿で評価したい帰結主義の形態ではない。類似した立場として、Driver (2001) の徳に関する帰結主義的理論も焦点と参照点の両方が徳であるため、本稿で評価したい帰結主義ではない。筆者が考えるに、動機や徳などを重視したい帰結主義者は、焦点と参照点の両方が動機や徳であるような帰結主義を考えている。本稿では主要な行為直接または行為間接帰結主義を検討するために、参照点が動機であるような帰結主義を検討しない。

帰結の評価 帰結の善の見込み (予期主義), 実際の帰結の善 (客観主義)

当為論的評価*⁸ 最大化, 満足化

以上の変項の組み合わせによって様々な帰結主義を作ることができる。例えば、代表的な帰結主義である厚生主義的・不偏的・最大化・行為帰結主義は、「参照点」に行為を、「善」に福利を、「不偏性」について不偏的であることを、「当為論的評価」に最大化を採用する帰結主義として定式化できる。

これらすべての組み合わせ (32 通り) を評価するのは困難であるため、本稿では一部の組み合わせを検討することで、その結論を一般化する。まず、EA 的行為を最も正当化しやすいと思われる帰結主義として、変項に { 福利, 不偏的, 帰結の善の見込み, 最大化, 行為 } を採用するような厚生主義的・不偏的・予期的・最大化・行為帰結主義を検討する。以下ではこれを、本稿でのデフォルトの帰結主義として「帰結主義*」と表記する。先に結論を述べれば、EA に最も近いと思われるようなこの種の帰結主義*を採用したとしても、EA 的行為が常に正当化されるわけではないこと、しかしそれが EA にとって不利にならないことを示す。

上記の帰結主義*を検討した後、この帰結主義*の各変項を一つだけ変更した場合の帰結主義を検討していく。すなわち、「参照点」だけを変更して規則にしたもの、「善」だけを変更して福利以外にしたもの、「不偏性」だけを変更して偏頗的にしたもの、「帰結の評価」だけを変更して実際の帰結の善にしたもの、そして「当為論的評価」だけを変更して満足化にしたものをそれぞれ検討する。

3.1.2 厚生主義的・不偏的・予期的・最大化・行為帰結主義からの EA 的行為の評価

変項として { 福利, 不偏的, 帰結の善の見込み, 最大化, 行為 } を採用するような帰結主義*に基づけば、EA 的行為はほぼ定義的に正しいといえるかもしれない。論証は以下ようになる (ただし、この論証はあとで修正する)。

1. 厚い EA によれば、厚い EA 的行為とは、単位資源あたりの善を最大化する方法を見つけ出すために証拠を利用し慎重な推論を行い、その知見を利用して世界をより良くしようとする (try to improve) 行為であり、かつ、ここでの善さは不偏的かつ厚生主義的なものである。
2. 1 より、厚い EA 的行為とは、ある資源量を前提にした場合、その資源によって可能な、諸個人の福利を不偏的に加算した総和が最大にするような (つまりその見込みのある) 行為である。
3. 帰結主義*によれば、ある行為が正しい (義務である) のは、その行為がもたらす帰結において、諸個人の福利を不偏的に加算した総和が最大である見込みがあるとき、かつそのときに限る。
4. したがって、ある資源量を前提にした場合、厚い EA 的行為は帰結主義*的に正しい (義務で

*⁸ 最大化, 満足化以外の評価方法としてスカラー帰結主義がありうるかもしれない。スカラー帰結主義は、行為の当為論的地位について、ある行為を正しくする特定のしきい値 (満足化) や固定された基準 (最大化) を否定する。代わりにスカラー帰結主義では、当為論的地位を消去する消去主義と、当為論的地位をその行為の置かれた文脈に基づいて評価する文脈主義が提案されている (Norcross, 2020; Sinhababu, 2018)。消去主義の場合、行為の当為論的地位は評価されないため、本稿で議論したい行為の正しさについてスカラー帰結主義は何も述べない。対して文脈主義の場合、各行為の置かれた状況を見て行為の当為論的地位を評価する必要がある。スカラー帰結主義を提案している Norcross (2020) と Sinhababu (2018) はどちらも、少なくとも本稿で EA 的行為を評価できるほど文脈主義を十分に発展させていないと思われる。本稿の目的は帰結主義理論を発展させることではないので、本稿ではスカラー帰結主義を検討しない。

ある)。

1 と 3 は定義なので、この論証が健全ならば、EA 的行為はその定義からして帰結主義*的に正しいといえる。しかし、この論証には二つの問題がある。第一に、3 と 4 から明らかなように、用いる資源の量が前提にされている場合にのみこの論証は成立する。EA 的行為は用いる資源の量に関わらず単位資源あたりの福利の総和が最大であればいいのに対し、帰結主義*の場合、用いる資源の量も含めて、可能な行為の中で最善の帰結をもたらす行為が道徳的に正しいとする。ある資源の量を前提とすれば EA 的行為は帰結主義*的に正しいといえるかもしれないが、この前提がなく、用いる資源の量を制限した EA 的行為は帰結主義*的に間違っている場合がある。EA 支持者の一部は帰結主義*のこの過大要求性 (demandingness) を嫌い、過大要求にならないように EA を理解する傾向にある (MacAskill, 2019, sect. 2)。2 節の最後に述べたように、本稿では用いる資源量を前提とした場合に EA 的行為が正当化されるかどうかに関心があるため、この問題を詳細には扱わない。ただし 4.3 節で再度簡単に議論する。

第二の問題は、前提 1 から前提 2 への推論には二つの飛躍があることである。第一の飛躍について、本稿では MacAskill の EA の定義を採用したが、この定義では、帰結の善について、実際の帰結の善なのか、帰結の善の見込みなのか明確でないため、「より良くしようとする (try to improve)」ことを、「最大にするような (つまりその見込みのある) 行為」とただちに解釈することはできない。だが、もし実際の帰結の善を EA 的行為に要求するならば、行為を実際に行ったあとに判明した帰結によって、それが EA 的行為であったかどうか変化する、ということになるが、これは若干奇妙であるように思う。また「より良くしようとする」という文言の「しようとする (try to)」は、実際の帰結の如何によって EA 的行為であるかどうかが変わってしまうということを避けた言い方になっているように思われる*9。よって本稿では、EA の定義を見込み的に解釈することにして、この第一の飛躍を解消することにする。

第二の飛躍は、EA 的行為は証拠を利用し慎重な推論を行う必要があるが、場合によってはそうせずに行為したほうが帰結の福利の総和を最大化することがあるという点である。例えば、池で溺れている子どもがいるときに、証拠を利用し慎重な推論をしていては子どもは溺死してしまうかもしれない。したがって、EA 的行為は、証拠を利用した慎重な推論がより善い行為を選択する上で重要な状況でのみ、帰結主義*的に正しくなる可能性が高い。

では、証拠を利用した慎重な推論がより善い行為を選択する上で重要な状況とはどのような状況なのか。本稿ではこのような状況を「証拠を探索し、それを利用した慎重な推論をすることで、そうしなかった場合と比較して、非常に大きな善をもたらす見込みがある状況」とし、「EA 要求的状況」*10と呼ぶことにする。EA 要求的状況の典型例として、ここでは EA の文脈で頻繁に言及される二

*9 この件について、EA にコミットして活動している人と話したところ、EA を実際の帰結の善に依拠させる解釈ではなく、帰結の善の見込みに基づかせる方の解釈の方を支持した。

*10 名前の印象から、EA 的行為が正しくなるような状況であることによって EA 的行為が正しいことを論点先取していると考えられるかもしれないが、そうではない。「EA 要求的状況」の「EA」は、MacAskill の言う知的プロジェクトとしての EA、すなわち EA の定義の (i) に該当する意味での EA である。私達が規定した EA 的行為には、世界をより良くしようとする (定義 (ii)) も伴わなければならない。また、あとでも述べるが、このように限定された状況での EA

つの状況を取り上げる。第一の状況は寄付先の選定である。ごく一部の慈善団体がもたらす帰結の善さは非常に高く、その他の慈善団体がもたらす帰結の善さはそれに比較して非常に低いことが知られており、証拠に基づいて慎重に選ばなければ、最大の善さをもたらす慈善団体と比較して僅かな善さしかもたらさない可能性が高い (Ord, 2019; Caviola et al., 2021)。そのため、証拠を集め、その証拠に基づいて慎重な推論を行い、最善だと考えられる寄付先に寄付することが重要となる。

第二の状況はキャリア選択である。キャリア選択が EA と関係しているというのは意外かもしれないが、これは EA において中心的な位置を占めている。例えば、EA について一般向けに紹介する MacAskill の本の結論では、効果的利他主義的行動をするにあたって「効果的な利他主義の考え方を人生に取り入れるためのプランを立てる」ということが含まれており、その例としてキャリア計画があげられている (マッカスキル, 2018)。また EA とキャリア選択において重要な組織の一つに、MasAskill が中心となって立ち上げた 80,000 hours という組織がある^{*11}。80,000 時間というのは、週 40 時間、年間 50 週、40 年間働いた場合の総労働時間である。80,000 hours は二つの理由から、キャリア選択が非常に重要な倫理的選択であるとしている (Todd, 2023)。第一に、80,000 時間というのは膨大な時間であり、他人を助けるにあたって何よりも最大の資源である。キャリア全体のインパクトを少しでも増やせば、全体として大きな改善になるだろう。第二に、キャリアによっては、他のキャリアに比べて、世界にとって莫大な善さをもたらしすることができる。例えば、生涯年収の高い職種に就けば、生涯に寄付できる金額は非常に高くなるだろう。また MacAskill は、稼ぐ職業だけでなく、働くことで学びがあり、また人材不足であるような効果的な慈善団体で働くことについても推奨している (マッカスキル, 2018)。以上の理由が正しければ、キャリア選択は、EA 要求的状況であると考えられる。

以上のように、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況であるならば、EA 的行為は帰結主義^{*}的に正しい。よって、帰結主義^{*}的に正しい行為が道徳的義務であるならば、少なくともそのような EA 要求的状況での EA 的行為は道徳的義務であるといえる。よって、修正された論証は次の通りになる。

1. 厚い EA によれば、厚い EA 的行為とは、単位資源あたりの善を最大化する方法を見つけ出すために証拠を利用し慎重な推論を行い、その知見を利用して世界をより良くしようとする行為であり、かつ、ここでの善さは不偏的かつ厚生主義的なものである。
2. 証拠を利用した慎重な推論がより善い行為を選択する上で重要な状況 (EA 要求的状況) では、厚い EA 的行為は単位資源あたりの帰結の福利の総和を最大化する見込みがある。
3. 1, 2 より、厚い EA 的行為は、ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況において、その資源によって可能な、諸個人の福利を不偏的に加算した総和が最大である見込みのある行為である。
4. 帰結主義^{*}によれば、ある行為が正しい (義務である) のは、その行為がもたらす帰結において、諸個人の福利を不偏的に加算した総和が最大である見込みがあるとき、かつそのときに限る。
5. したがって、ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況において、厚い EA 的行為は帰結主義^{*}的に正しい (義務である)。

的行為を正当化できれば、EA という社会運動にとっては十分望ましい結論が得られる。

^{*11} <https://80000hours.org/> [2023 年 8 月 15 日閲覧]

この結論は EA にとって望ましい結論である。なぜなら、EA という社会運動が焦点を当てているのはもっぱら上記のような EA 要求的状況であって、個々の日常的な状況や迅速な判断が求められるような状況ではないからである。EA は道徳理論ではなく、すべての行為の道徳的評価について説明するものではないため、このことは EA にとって不利にならない。

3.1.3 帰結主義*以外の帰結主義からの EA 的行為の評価

以上より、変項として { 福利, 不偏的, 帰結の善の見込み, 最大化, 行為 } を採用するような帰結主義*は、ある資源量を前提にし、また証拠を利用した慎重な推論がより善い行為を選択する上で重要な状況 (EA 要求的状況) において、EA 的行為は正しい (義務である) とすることを確認した。このような前提を置いた上で、各変項を変えることで、それぞれの帰結主義が EA 的行為を正しいと評価するかどうかを検討する。

以下では各変項を一つだけ変更した帰結主義を、「X 帰結主義*」と表記する。ここで X はその変更された要素であり、例えば、参照点だけを行為から規則に変更した帰結主義*を「規則帰結主義*」と表記する。なお、「規則帰結主義*」とわかりやすく対比させるために「行為帰結主義*」などと表記することもあるが、X が元の帰結主義*の変項と同じ場合、これは帰結主義*と同じである。

3.1.3.1 「最大化」から「満足化」への変更

まず、「最大化」を「満足化」に変更した場合 (以下、満足化帰結主義*) を考える。満足化帰結主義*には様々なバージョンが考えられる (Bradley, 2006) が、共通していることは、ある行為が道徳的に正しいのは、(i) あるしきい値 n 以上の善を含む帰結をもたらす (ことに加えて一定の条件を満たす)、または (ii) 最善の帰結をもたらすとき、かつそのときに限るといものである (cf. Rogers, 2010)。しきい値 n の決め方や、(i) 内に含まれる追加の条件は、満足化帰結主義*の種類によって異なる。しかし、条件 (ii) より、どの種類の満足化帰結主義*であっても、帰結の善について満足化する行為を正しいとすると同時に、最大化する行為をも同様に正しいとする。というのも、最大の善をもたらす行為は条件 (ii) を満たすからである。前節までの議論を踏まえれば、最大化帰結主義*は、ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況であるときの厚い EA 的行為を道徳的に正しいとする。よって、満足化帰結主義*の観点からも、このような厚い EA 的行為は道徳的に正しいとされる。

しかし、満足化帰結主義*において EA 的行為が正しいとされるとしても、EA 的行為以外も正しいとされるかもしれない。この場合、EA 的行為の正当化それ自体には成功しているが、EA という運動の目的を考えると、EA 的行為以外も正当化されてしまうのは好ましくない。では満足化帰結主義*は、EA 的行為以外の行為も正しいとするのだろうか。少なくとも一部の満足化帰結主義*ではそうならないと考える。

Bradley (2006, p. 103) は、単純な満足化帰結主義の問題の一つとして、無意味により悪い行為をすることを正当化してしまうという問題を指摘している。例えば、ある状況で自己犠牲の程度が同じである行為 1 と行為 2 の間で選択する際に、どちらの行為もしきい値以上の帰結をもたらすが、行為 1 の方がより善いでしょう。このとき行為 2 をわざわざ選ぶのは無意味により悪い行為を選択しており、もっともらしくない。

Rogersはこの問題を解決できるもっともらしい満足化帰結主義を検討し、自己犠牲の程度を変えずにより良い行為ができないときに限り、その行為が道徳的に正しいとなるような満足化帰結主義を提示している (Rogers, 2010, pp. 213, 216). もしこうした満足化帰結主義がもっともらしいならば、満足化帰結主義*の少なくとも一部のもっともらしい形態は、自己犠牲の程度を固定した場合には、その自己犠牲によって可能な最善の行為を要求することを示唆している。このことは、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況であれば、この種の満足化帰結主義*が EA 的行為を正しいとし、非 EA 的行為を正しいとしないことを示唆する。もちろん、これによってすべての満足化帰結主義*から EA 的行為を正当化することを結論づけられないが、洗練された一部の満足化帰結主義*からは本稿で検討している状況での EA 的行為が正当化されると言えるだろう。

以上より、ある資源量を前提にした場合*¹²、EA 要求的状況であるなら、少なくとも一部の満足化帰結主義*からは厚い EA 的行為は正しいとされ、また EA 的行為以外は正しいとはされないと考える。

3.1.3.2 「不偏的」から「偏頗的」への変更

次に「不偏的」を「偏頗的」に変更した場合を考える。偏頗的な帰結主義*にはもちろん様々な変種がありうる。偏頗的にする重要な目的は、自分に親しい人々や自分自身をえこひいきすることを許容可能にする帰結主義を考えることにある。そこでここでは、自己と、自己に社会的に近しい人々を優先する社会的近接自己他者帰結主義 (Social Proximity Self-Other Consequentialism: SPSOC)(Vessel, 2010, p. 313)*¹³を考える。

SPSOC によれば、ある行為が道徳的に正しいのは、その行為を SP&SO 優越するような行為が他にないとき、かつそのときに限る (Vessel, 2010, p. 313). 行為 A の帰結の善を $C(A)$ 、社会的近接性で調整された善を SP-Adj, 他者にとっての帰結の善を C-for-Others で表すとすれば、ある行為 A が他の行為 B を SP&SO 優越するのは、以下の条件を全て満たすときかつそのときに限る (Vessel, 2010, p. 312) :

1. A の帰結が B の帰結より善い ($C(A) > C(B)$),
2. 社会的近接性で調整された善において、A の帰結が B の帰結より善い ($SP-Adj C(A) > SP-Adj C(B)$),
3. 社会的近接性で調整された善において、他者にとって、A の帰結が B の帰結より善い ($SP-Adj C-for-Others(A) > SP-Adj C-for-Others(B)$),
4. 他者にとって、A の帰結が B の帰結より善い ($C-for-Others(A) > C-for-Others(B)$)

ここで、社会的近接性で調整された善とは、社会的近接性 (自己とどれだけ社会的に近接しているか) によって、その人の善により大きな重みをつけることで集計された帰結の善である。ここで自己は自分と最も社会的に近い人であるから、最も大きな重みづけがなされる (Vessel, 2010, p. 313). 次に家

*¹² 資源量、すなわち自己犠牲の量をどれほどにすべきかについては 4.3 節で議論する。

*¹³ Vessel はこの立場を、帰結主義ではなく、厚生主義 (特に快樂説) を採用する「功利主義」として定式化しているが、これは用語上の問題であり、本稿の議論に影響しない。以下でも、Vessel の功利主義的定式化を帰結主義的なものに変更している。

族や友人などが大きな重みづけがなされ、社会的に遠くなるほどその人の善への重みづけは小さくなる。この立場の要点は、社会的近接性によって帰結の善を調整することで、社会的に近接な人々（自己や家族、友人など）を優先することである。調整の程度は重みづけの仕方に依存し、社会的に近接している人により大きな重みづけをすれば、より利己主義的、偏頗的な立場になる。したがって SPSOC は、偏頗的にすることの目的に適う立場である*¹⁴。

SPSOC は、条件 (i) より、不偏的な帰結主義*が正しいとする行為を正しいとする。なぜなら、条件 (i) は帰結の善の集計に関して偏頗的または自己と他者を分離するような特徴づけを行っておらず、不偏的な集計によって帰結間を評価する条件となっているからである。3.1.1 節の議論より、不偏的な帰結主義*はある資源量を前提とし、EA 要求的状況であるならば、厚い EA 的行為を正しいとする。よって SPSOC もまた、このような厚い EA 的行為を正しいとする。

また SPSOC は、偏頗性を採用する（つまり社会的に近接する人々の善により重みづけている）薄い EA での EA 的行為を正しいとすることがある。というのも、条件 2 より、社会的近接性で調整された善において最善の行為を正しいとするからである。よって SPSOC は同様に、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況であるならば、薄い EA 的行為を正しいとする。

だが SPSOC は厚い EA 的行為でも薄い EA 的行為でもない行為を正しいとすることがありうる。表 1 に具体例を示す。このケースでは (SP-Adj) C-for-Agent の列をすべて -10 にすることで投入する資源量、すなわち自己犠牲を固定している。まず行為 4 はすべての列で帰結の善が最も小さく、他のどの行為からも SP&SO 優越されるため正しくない。次に行為 1 は C (条件 1 に対応) と C-for-Others (条件 4 に対応) の列で最善であり他に行為 1 を SP&SO 優越する行為がないため正しい行為である。行為 2 も同様に SP-Adj C (条件 2 に対応) と SP-Adj C-for-Others (条件 3 に対応) の列で最善であるため正しい行為である。最後に行為 3 は、行為 2 に対して C と C-for-Others の列でより善く、行為 1 に対して SP-Adj C の列と SP-Adj C-for-Others の列でより善いという関係にあるため、行為 3

*¹⁴ SPSOC が行為をどのように評価するかを Vessel 自身の例で説明する (Vessel, 2010, p. 313).

	C (条件 1 に対応)	C-for-Agent	C-for-Others (条件 4 に対応)	SP-Adj C (条件 2 に対応)	SP-Adj C-for-Agent	SP-Adj C-for-Others (条件 3 に対応)
行為 1	100	-10	110	70	-10	80
行為 2	90	20	70	75	20	55
行為 3	80	0	70	55	0	55
行為 4	55	25	30	45	25	20

この表は、あるケースにおいて各行為がもたらす善について、SPSOC の各条件に対応する帰結の善ごとに整理したものである。ここで C-for-Agent は行為者自身にとっての帰結の善である。

この表に基づいて、SPSOC が行為をどのように評価するか確認する。ある行為 A が別の行為 B を SP&SO 優越するには、各条件に対応する列すべてで行為 A が行為 B より大きな善をもたらさなければならない。まず行為 3 について、行為 1 と行為 3 を比較すると、各条件に対応する列すべてで、行為 1 の方が望ましい。よって行為 3 は行為 1 に SP&SO 優越される。また行為 4 も行為 1 や行為 2 に SP&SO 優越される。よって、SPSOC によれば、行為 3 と行為 4 は正しくない。次に行為 1 と行為 2 を比較しよう。条件 2 に対応する列 (SP-Adj C) では行為 2 のほうがより善く、他の条件に対応する列では行為 1 の方がより善い。よって行為 1 と行為 2 は互いに SP&SO 優越しない。よって SPSOC は行為 1 と行為 2 をどちらも正しいとする。ここで行為 1 は、C-for-Agent がマイナスであり、自己犠牲ケースである。対して行為 2 は、不偏的に考慮した帰結の善 (C, 条件 1 に対応) においては行為 1 より善くない行為であるが、SPSOC では正しい行為となる。よって SPSOC は不偏的に最善 (C において最善) の行為でなくてもその行為を正しいとする。

	C (条件 1 に対応)	C-for- Agent	C-for-Others (条件 4 に対応)	SP-Adj C (条件 2 に 対応)	SP-Adj C- for-Agent	SP-Adj C-for-Others (条件 3 に対応)
行為 1	100	-10	110	40	-10	50
行為 2	60	-10	70	55	-10	65
行為 3	70	-10	80	45	-10	55
行為 4	20	-10	30	10	-10	20

表 1 あるケースで各行為がもたらす善について、SPSOC の各条件に対応する帰結の善ごとに整理したもの。C の列の値は、C-for-Agent と C-for-Others の値を足したものであり、SP-Adj C の列の値は、SP-Adj C-for-Agent と SP-Adj C-for-Others の値を足したものである。

を SP&SO 優越する行為が存在しない。以上より、このケースでは、SPSOC は行為 1,2,3 を正しいとする。

ここで行為 3 を正しいと評価することが EA 的行為を正当化するにあたって問題である。まず行為 1 は厚い EA 的行為に相当し (C の列で最善のため)、行為 2 は薄い EA 的行為に相当する (SP-Adj C の列で最善のため)。しかし行為 3 は行為 1 と行為 2 の中間的な行為であり、厚い EA 的行為でも薄い EA 的行為でもない。よって SPSOC は、資源量を固定した場合であっても、EA 的行為以外を正しいとすることがある。これは SPSOC が、不偏的に善を考慮した場合の帰結の善 (条件 1,3) と、社会的近接性で調整した善を考慮した場合の帰結の善 (条件 2,4) の両方で行為の正しさを評価することに起因する。

では SPSOC は現実のグローバルヘルスなどの問題に対処するような状況であっても、非 EA 的行為を正しいとするだろうか。これは社会的近接性によって調整する重みづけに依存するだろう。もし社会的に遠い他者の善に対してもある程度重みづけるならば、C-for-Others と SP-Adj C-for-Others の値はそこまで大きな違いにならないはずである。例えば表 1 のケースでは、社会的近接性で調整することで、行為 1 の帰結について、SP-Adj C-for-Others の値は C-for-Others の半分以下になっており、これは社会的に遠い他者の善に対して小さな重みしか与えていないケースに相当する。だがもし社会的に遠い他者の善に対してもある程度の重みづけをするならば、SP-Adj C-for-Others の値は C-for-Others に比例して大きいと期待されるため、表 1 の値 (50) よりも 110 に近い値なるはずである。もし 50 ではなく 110 に近い値になり、SP-Adj C-for-Others においても最善になるならば、行為 1 は行為 2, 3 を SP&SO 優越する。よってその場合には、SPSOC は行為 1 のみを正しいとし、これは厚い EA 的行為のみを正しいとすることを意味する。したがって、例え偏頗的に善を考慮するとしても、それが偏頗的になりすぎないのであれば、グローバルヘルスなどの問題に対処する状況において、ある資源量を前提とし EA 要求的状況であれば、厚い EA 的行為のみを正しい、つまり道徳的義務であるとするだろう。これは理論的問題 (重みづけをどうするか) と経験的問題 (どれほど善い帰結をもたらすか) に依存する問題であり、本稿の議論の範囲を超えている。

以上より、SPSOC によれば、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況であれば厚い EA 的行為と薄い EA 的行為を道徳的に正しいとするが、どちらでもない非 EA 的行為を正しいとする可能性がある。

しかしこれは、SPSOCにおいて社会的近接性による重みづけの仕方に依存する。もし社会的に遠い他者に対してもある程度の重みづけをするならば、現実のEA要求的状況では、厚いEA的行為のみを正しいとし、道徳的義務であるとするだろう。このことは、SPSOC以外の偏頗的な帰結主義*であっても、社会的近接性等の重みづけの仕方によって、EA的行為のみを正しいとするかどうかが変化することを示唆する。

3.1.3.3 「福利」から「福利以外」への変更

次に「福利」から「福利以外」に変更した場合を考える。この場合、厚いEAでのEA的行為が正当化されるとは考えにくい。厚生主義を採用しないような薄いEAでのEA的行為は、EA要求的状況において正しいとされるだろう。MacAskillは福利以外の候補として、芸術や生物多様性をあげ(MacAskill, 2019, p. 18)、厚生主義を採用しない薄いEAでのEA的行為によってこれらの善の促進の可能性を示唆している。単に「福利」から「福利以外」に変更するだけならば、そのような非厚生主義的帰結主義*は、ある資源量を前提にした場合、EA要求的状況では、この意味での薄いEA的行為を正しいとするだろう。

3.1.3.4 「帰結の善の見込み」から「実際の帰結の善」への変更

次に「帰結の善の見込み」を「実際の帰結の善」に変更した場合を考える。この立場は客観的帰結主義として知られているものである(Jackson, 1991; Mason, 2014)。3.1.2節で述べたように、本稿ではEAの定義を見込み的に解釈したため、EA的行為であるかどうかも見込み的に解釈される。よって客観的帰結主義*では、仮にEA的行為によって、実際には帰結の善が最大化されなかった場合には、EA的行為は正しい行為ではない*¹⁵。

だが客観的帰結主義*における意思決定基準はどう考えられるだろうか。客観的帰結主義*は、ある行為が正しいかどうかを実際の帰結の善によって評価するが、実際の帰結は行為前からはわからないため、意思決定においては別の基準を採用する必要がある。Mason (2014)は、意思決定の基準は、行為の正しさを帰結の善の見込みから考える立場、つまり予期主義(prospectivism)と同じになり*¹⁶、客観的帰結主義*と予期的帰結主義*の争点は、「正しい」や「べき(ought)」といった用語をどう用いるかの問題になるとしている。もしこの議論が正しければ、客観的帰結主義*は、ある資源量を前提にした場合、EA要求的状況において、EA的行為が実際に最善の帰結をもたらさないならそれが正しい行為であるとはしないが、しかしなすべき行為であるとするか、あるいは意思決定時においては推奨

*¹⁵ Budolfson and Spears (2019)は、実際のEAの実践の一部が最善の帰結をもたらさなかったことを指摘している。現実の具体的なEAの実践が、本当にEA的行為であるのか、またそれが様々な帰結主義およびカント的観点から正当化されるのかは別個の議論を必要とする。

¹⁶ ここで、予期(的帰結)主義(および客観的帰結主義*)が正しいとしても、意思決定の基準が期待善の最大化になるとは限らない。予期的帰結主義*と客観的帰結主義*の争点は行為の正しきの基準についてであり、意思決定の基準ではない。3.1.1項で述べたように、帰結主義の意思決定基準に関する争点は「レベル」についてのものである。結局のところ、予期的帰結主義*も客観的帰結主義*も、行為前の視点からはその行為の期待善が最大になるような行為を選択できるような意思決定の基準を採用し、その基準には期待善の最大化や何らかの二次的ルールに基づく基準があるだろうが、どれが適切な意思決定の基準であるかは経験的問題である。

される行為であるとするだろう。

3.1.3.5 「行為」から「規則」への変更

最後に参照点を「行為」から「規則」に変更した場合を考える。ここでは規則帰結主義の代表的な議論として Hooker (2000) の議論を参考にする。Hooker の規則帰結主義は、善について福利以外も考慮に入れることや、善の集計方法に関して格差原理的 (最悪の福利水準の人々の福利改善を辞書的に優先する方法) であることも想定している。そのため以下では、参照点は規則であるが、他の変項は、最初に検討した帰結主義*と同じく { 福利, 不偏的, 帰結の善の見込み, 最大化 } であるとする。これを以下で規則帰結主義*と呼ぶことにする。

Hooker の規則帰結主義を規則帰結主義*として定式化すると以下のようなになる (cf. Hooker, 2000, p. 32).

規則帰結主義*: ある行為が間違っているのは、その行為が、各新世代のあらゆる場所にいる大多数の人々 (90% の人々 (Hooker, 2000, p. 84)) によって内面化されることで、福利の観点から最大の期待価値をもつような諸規則の規範 (code) によって禁止されているとき、かつそのときに限る。規範の期待価値の計算には、規範を内面化するための全てのコストが含まれる。もし期待価値の観点から二つかそれ以上の規範が、その他よりもより良いが、互いに同等である場合、従来の道徳に最も近い規範が、どのような行為が間違っているかを決定する。

EA 的行為との関連において、Hooker 的な規則帰結主義*の特徴は、規範が内面化 (規則に従うよう動機づけられるなど) された場合にその内面化のコストも含めて期待価値が最大になるという点である。したがって規範の内面化にコストがかかりすぎる場合、それは最大の期待価値をもたないために諸規則のうちに含まれないだろう*¹⁷。

規則帰結主義*は、行為帰結主義*と同じような仕方で行為を要求するかもしれない、すなわち「ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況であれば、厚い EA 的行為をせよ」という規則 (以下、厚い EA 的規則) を諸規則の規範に含めるかもしれない。この厚い EA 的規則が規則帰結主義*によって正当化されるには、少なくとも (i) 内面化のコストが大きすぎない、(ii) 類似の代替規範と比較して最大の期待価値をもつ、という条件を満たす必要があるだろう。

まず (ii) の条件から考える。ここで関連する類似の代替規範は類似の状況で別の行為を要求する規範であるから、EA 要求的状況において、厚い EA 的行為以外の行為を要求するような規則である。しかし、そのような規則が 90% の人々に内面化された場合の期待価値が、厚い EA 的規則が内面化された場合より大きいとは考えにくい。EA 要求的状況とは、「証拠を探索し、それを利用した慎重な推論をすることで、そうしなかった場合と比較して、非常に大きな善をもたらす見込みがある状況」であった。そうであれば、厚い EA 的規則以外の規則が内面化されている場合、EA 要求的状況で厚い EA 的

*¹⁷ Hooker 的な規則帰結主義*のもう一つ重要なこととして、Hooker は、災いを防ぐために、個人的な犠牲が総じて大きくなったとしても、大きなニーズがある人々を助けるべきだ、という規則を提案している (Hooker, 2000, pp. 98-99)。絶対的貧困や、人によって危害を受けている非ヒト動物の置かれている状況は、福利水準が著しく低いという意味で災いである。

行為以外の行為、すなわち、証拠を探索しない、慎重な推論をしない、または世界をより良くしようとしないうちの内面化されていることを意味する。これは、厚い EA 的規則を 90% の人々が内面化し、それによって行為 (の少なくとも一部) が実行されている場合よりも大きな期待価値をもたらさないだろう。よって、厚い EA 的規則は (ii) の条件を満たすと考える。

次に (i) の条件を考える。厚い EA 的規則は内面化のコストが大きすぎるだろうか^{*18}。考えられるコストとして、証拠を探索し、それを利用した慎重な推論をすることは、場合によってコストがかかりすぎるかもしれない。例えば、絶対的貧困で苦しんでいる人々のために行うべきとしたとき、かれらがどのような状況に置かれているのか、どのような方法が効果的なのかを調べ、推論して最善の行為を考えることはコストがかかるだろう。だが幸いにして、4.2 節で紹介する GiveWell のような、各慈善団体の実践を評価するメタ慈善団体がいくつか存在する。後でも述べるが、GiveWell は各慈善団体に関する様々な証拠、またそれらを要約したものも提供しており、寄付しようとする人々の証拠探索と推論をサポートしている。また 3.1.2 節で紹介した 80000 hours は、キャリア選択を考えるための様々な資料を提供しており、証拠探索と推論をサポートしている。もちろん、EA 要求的状況において、このように証拠探索と推論のサポートをする組織が常に存在するわけではない。しかし、そのような組織が存在するか、何らかのサポートが得られる状況であれば、厚い EA 的規則を内面化するコストが大きすぎるわけではないだろう。^{*19}

以上より、厚い EA 的規則は (ii) の条件を満たすだろうが、そのままでは (i) の条件を満たすには内面化コストが大きすぎる可能性がある。よって、元の厚い EA 的規則ではなく、「ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況かつ証拠探索と推論がサポートされる状況であれば、厚い EA 的行為をせよ」という規則であれば、規則帰結主義*が採用する諸規則の規範に含まれる、すなわち、そのような状況での厚い EA 的行為が道徳的義務であるとなるだろう。

帰結主義からの EA 的行為の正当化をまとめる。まず、帰結主義*からは、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況において、厚い EA 的行為は道徳的に正しいといえる (3.1.2)。次に、帰結主義*の各変項を変えた場合を検討した。まず「最大化」を「満足化」に変えた満足化帰結主義*では、少なくとも一部の満足化帰結主義*からは、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況において、厚い EA 的行為を道徳的に正しいとする (3.1.3.1)。「不偏的」から「偏頗的」に変更した偏頗的帰結主義*(SPSOC) では、社会的に遠い人々に小さな重みづけしなないのであれば、EA 的行為を正しいとしつつも、非 EA 的行為が道徳的に正しいとなる可能性がある。しかし、ある程度の重みづけがなされるなら、ある資源量を前提とすれば、現実の EA 要求的状況においては厚い EA 的行為のみが道徳的に正しいとなる (3.1.3.2)。「福利」から「福利以外」に変更した非厚生主義的帰結主義*では、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況において、非厚生主義という意味での薄い EA 的行為を道徳的に正しいとする

^{*18} すぐに思いつくコストの候補は、強く要求的になり、例えば多額の金額を寄付することを要求するのではないかと、思うものだろう。だがこれは誤解である。いま考えている厚い EA 的規則は「ある資源量を前提にした場合」という条件を入れているため、この点で強く要求的になるかは決まらない。

^{*19} 匿名の査読者から、どの組織のどのサポートが信頼できるかどうか自体も検討しなければならないため、コストが大きいままではないか、という懸念を指摘された。これは部分的にはその通りだが、現実には EA 的行為のサポートを表明している組織は数が少ないと思われるので、検討に費やすコストはそこまで大きくならないだろうと考える。

(3.1.3.3). また「帰結の善の見込み」から「実際の帰結の善」に変えた客観主義帰結主義*は、ある資源量を前提とし、EA 要求的状況において、厚い EA 的行為を道徳的に正しいとするとは限らないが、なすべき行為か、あるいは意思決定時においては推奨される行為であるとするだろう (3.1.3.4). 最後に「行為」から「規則」へと変えた規則帰結主義*では、厚い EA 的規則に近い規則、すなわち「ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況かつ証拠探索と推論がサポートされる状況であれば、厚い EA 的行為をせよ」という規則を諸規則の規範に含める。よってそのような規則に従った厚い EA 的行為を道徳的に正しいとするだろう (3.1.3.5). 以上のように、帰結主義*および各変項を変えた帰結主義*ではある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況において、厚いまたは薄い EA 的行為を道徳的に正しいとする。たしかに一部の帰結主義*では、非 EA 的行為も正しいとされることがあるが、特定の理論的または経験的条件の下では EA 的行為のみを正しいとする。

3.2 カント的観点からの正当化

本節では、非帰結主義として最も影響力のある立場の一つであるカントの立場から、EA 的行為が正当化されるかどうかを検討する。当然、非帰結主義として有力な立場はカントだけに限定されるものではなく、カント以外の義務論や徳倫理など多様である。本稿では、非帰結主義の代表的立場である義務論の古典であり、EA の活動を一見支持することがないように思われるカントの立場に注目する。なぜなら、非帰結主義であるカント的観点から一定の仕方で EA を支持するような構造を描き出すことができれば、EA を正当化するための重要な視座を与えることができるからである。もちろんカントは、EA 的行為こそが義務に基づいた正しい行為であるという主張は展開しないため、EA 的行為の中にカント的観点からは正当化できないものも含まれる（詳細は 3.2.2 にて論証する）。

なお、本稿ではカントの議論の中でも、特に「他人に対する不完全義務」を中心に再構成した理論を用いる。なぜなら、EA の実践を代表するものは他人への援助であり、それと直接関係するのは他人に対する援助の義務だからである。3.2.1 で詳しくみるが、カントによれば、他人に対する援助の義務は「他人の幸福を促進することを目的とすること」であり、この議論は、幸福を追求する主体がそれぞれ望んでいる福利が最大になるようにできる限り援助する義務であると解釈できる。なお、ここでの「最大」というのは、個人間の単純比較を前提として福利の総和を最大にするというものではない。後に 3.2.2 にて確認するように、これは帰結としての福利の最大化それ自体を目指す義務ではなく、各個人が求める幸福をできる限り促進することを目的とする義務である。つまり、各個人の福利を足すのではなく、各個人の福利がそれぞれ最大化されることを目指して援助するよう努力しなければならない、ということである。

以上より、本稿ではカント的観点を以下のように定式化して用いる。

カント的観点：

ある行為が他人に対する不完全義務であるのは、次のときかつそのときに限る：(i) 他人の幸福(福利)をできる限り促進することを目的とし、それに従って行為する*²⁰、かつ (ii) 他人の幸福

*²⁰ この定義によって導かれる行為は、他人が追求する幸福ができる限り促進されるような援助行為をする、ということであ

を不偏的に考慮する。

そこで本稿では、義務論として広く展開される「カント倫理学 (Kantian ethics)」という表現を避け、他人に対する不完全義務に関するカントのテキストに基づいて EA を評価するために、「カント的観点」という表現を採用する。その理由は、カント倫理学という理論が含意するものと本稿が採用する立場とは完全に一致せず、その混同を避けるためである。カント倫理学（あるいはカント主義倫理学）は、カントが論じたことの解釈ではなく、倫理的問題や倫理に関する哲学的問題について答えるために、カントの精神に基づいて構築された倫理理論であるといわれる (Wood, 2007, p. 1)。一方で本稿が用いるカント的観点は、他人への援助義務に関するカントの議論では直接扱われていない問題、すなわち他人を援助するときに、我々は何を考慮に置いてどのように援助するべきであるのか、という問題を扱うために、カントの議論を解釈して拡張したものである。もちろん、カント的観点にも、文字通り Kantian であることが含まれるため、広い意味ではカント倫理学が標榜する立場に含まれるが、本稿ではあくまで他人に対する援助義務についてのカントの見解を中心に検討するため、慎重にカント的観点という表現を採用する^{*21}。

では、EA 的行為の実践の一つとして、他人への援助について注目し、カント的観点から考えてみたい。まず、カントの立場からも、困っている他人を助け、かれらの幸福を促進することが義務として要求されることに異論はないだろう。例えば『道徳の形而上学の基礎づけ』(以下『基礎づけ』)を見ても、他人への親切は不完全義務として要求されている (GMS IV: 424)。しかし、問題となるのは、それが EA 的行為を正当化する構造をもっているかどうかである。周知のように、カントは非帰結主義者であるから、帰結の善さの最大化に依存する仕方で行為の道徳的善さを説明することはない。それゆえ、帰結の善さの最大化を目指す EA 的行為は、カント的観点とは相容れないように思われる。カントによれば、自らの行為の主観的原理として採用した格率が、あらゆる人間にとって妥当する普遍的な規則となったとしても、矛盾することなく遂行可能であるかどうか、という理性的な吟味(すなわち定言命法)を通じて行為の善さが判定される。すなわち、その行為が道徳的に善いといわれるのは、その行為の根底にある格率が善い時であって、その判定に帰結は関係しないのである。

たしかに、何をもちってその行為が道徳的に正しいと考えるか、すなわち道徳的正当化の根拠を比較すれば、帰結主義とカントは水と油の関係だろう。しかし、EA の実践にとって、正当化の仕方に違いが生じることは問題ではない。第 2 節で確認されたように、EA は道徳理論ではないため、なぜ EA 的行為が道徳的に善いのかを説明する必要はない。ここで重要なのは、EA 的行為がカント的な観点からも(根拠は違えど)義務として要求されるのかどうかである。以下では、他人への援助義務に関するカント的な観点を検討すると、動機が善ければ帰結として効用が最大化されるかは考慮する必要はないという見解は支持されず、EA 的行為は魅力的な倫理的実践として要求されると主張する。

る。いかにしてこのような行為が導かれるのか、ということについては、3.2.2 で詳しく論じる。

^{*21} ほかに、例えば O'Neill は、義務論として広く知られる「カント (主義) 倫理学 (Kantian Ethics)」を「カントの倫理学 (Kant's Ethics)」から区別する (O'Neill, 1993, p. 175)。

3.2.1 非直観的な推論と不偏性

本節ではまず、カントが他者援助の義務について何を述べているのかを確認する。そして、カントの観点から他者援助の義務を遂行するためには、非直観・非感情的に他人の幸福について推論をすること、そして不偏的な観点に立つことが要求されることに注目し、EA 的行為とカント的な義務の重なりを指摘する。そこで本節では、カントの倫理学の基本的な着想が込められている『基礎づけ』はもちろん、それに加えてカントが他人への援助という不完全義務を「徳の義務」として詳細に取り上げる『道徳の形而上学』の第二部「徳論の形而上学的原理」（以下『徳論』）に注目する。『基礎づけ』以来のカントの着想によれば、「格率が普遍的法則となることを、格率を通じて君が同時に意欲することができるような格率にのみ従って行為せよ」という定言命法が唯一の道徳的な原理であり、そこから義務が導き出される (GMS IV: 421)。その義務は大きく四つあり、自己に対する義務（完全義務／不完全義務）と、他人に対する義務（完全義務／不完全義務）である。それぞれ以下のように定式化可能である (cf. *ibid.*).

自己に対する完全義務：自己愛に基づいて自殺してはならない

自己に対する不完全義務：自分の才能を放置せず、陶冶しなければならない

他人に対する完全義務：守るつもりのない約束をしてはならない

他人に対する不完全義務：困窮した人を（自分が十分に助けることができるなら）助けなければならない

本稿で重要なのは、他人の援助を問題にする「他人に対する不完全義務」である。カントは『基礎づけ』において、困っている他人を助ける義務について簡単に述べている。カントによれば、「誰かの福利のために、あるいは困窮のうちにある彼の援助のために、私は何か尽力する気はない」という考え方は、普遍的法則として意欲することはできないため、義務違反となる (GMS IV: 423)。それゆえ、困っている他人を見捨てずに援助することは義務となるわけだが、『基礎づけ』ではその積極的な説明はあまりなされない。カントは他人に対する不完全義務としての他者援助について、後年の『道徳の形而上学』に至って「法の義務／徳の義務」という当時の伝統的な区分を導入することで、より詳細に展開する。概ね完全義務が法の義務に対応し、不完全義務が徳の義務に対応する (MS VI: 240)。*²²それゆえ、他人に対する不完全義務としての他者援助は、「徳の義務」として詳細に展開されることになる。この他人に対する援助義務についてのカントの見解を紐解くと、EA と結びつき得る側面が見えてくる。

さて、他人への援助義務に関するカントの議論の骨子を見るべく、他人に対する徳の義務とは何かを確認したい。徳の義務は「同時に義務である目的」(MS VI: 382) として説明されるものであり、設定すべき行為の目的を命じる義務である。これは、特定の行為を命じる法の義務と対照的である。ではなぜ、義務として設定すべき目的が必要なのかといえば、カントによれば、すべての行為の目的が

*²² 参照箇所ではカントが提示している表では対応しているが、その後のカントの記述を厳密に見てみると、この対応関係はやや捻じれているようにも見える。とはいえ、他人に対する不完全義務を徳の義務に位置付けていたことは間違いないだろう。少なくとも、義務の区分を厳密にすることは本稿の範囲を超えるため、詳細には扱わない。『基礎づけ』と『徳論』での義務の区分については、石田 (2008) を参照。

何らかの手段に還元されてはならないからである。そうなってしまうと、人間のすべての行為はたんに目的のための手段を命じる仮言命法になり、「定言命法が不可能になってしまう」(MS VI: 385)。それゆえカントは、「同時に（すなわちその概念上）義務である目的がいくつか存在しなければならない」と述べる (ibid.)。そしてカントは「同時に義務である目的」として、「自己の完全性」と「他人の幸福」の二つをあげる。本稿で重要なのは他人に対する義務となる後者、すなわち「他人の幸福」を義務として目的に設定しなければならない、という議論である。

カントによれば、他人への徳の義務は、「他人の幸福を自分の目的にすること」となる (cf. MS VI: 391-3)。すなわち、カントにとって他者援助の義務は、「他人にとっての幸福を促進することを目的とせよ（そのうえで他者を援助するべきである）」という形で示されるのである。このとき、他人にとっての幸福を促進することを自分の行為の目的とすることが要求されるため、具体的な行為が義務付けられるわけではない。それゆえ、これは行為者に行為の選択の余地を与えるという意味で「広い義務づけ」とも呼ばれる (MS VI: 390)。つまり、カントによれば、他人を助けよ、という行為を命令する義務ではなく、他人の幸福を自分の目的にして、その実現を助けるようできる限り努めよ、という自己強制を要求する義務なのである。また、そのためにどの程度自分の安寧を犠牲にするべきかについても、確定されない。「私は返礼を望むことなく、他人のために私の安寧の一部を犠牲にすべきである。それは義務だからであるが、どの程度までこれをなしうるか、確かな範囲を定めることはできない。」(MS VI: 393) このとき、自分の幸福（自分の真のニーズ (Bedürfniss)）を完全に犠牲にすることは義務として要求されないが (ibid.)、他人の幸福を犠牲にしてまで自分を優先することは義務に反することになる^{*23}。

次に、カントと EA の重なりについて検討したい。EA 的行為を支える一つの理念は、証拠を利用し慎重な推論を行うことである。つまり、援助行為を行う場面では、我々は感情に流されずに理性的な熟慮と推論によって適切な実践を選択しなければならない (シンガー, 2015, 第 7 章)。例えば、限られた資源の中で誰かを援助する場合、広告等の映像に同情して、だれがどれくらい困窮しているのか、その慈善団体は何に資源を分配するのかをよく考えずに寄付するのではなく、立ち止まって考え、可能な限り情報を集め、もっともよいと判断された慈善団体や活動を、理性を用いた慎重な推論によって選択して寄付することが EA にとって重要となる。つまり、感情に流され、個人の限られたパースペクティブに留まらず、あくまで普遍的で合理的な視点に立つことが要求されるのである。これは、以下で見ると、カント的な観点と重なるはずである。

よく知られているようにカントは、同情に流された親切行為は道徳的価値をもたないと指摘する (cf. GMS IV: 398)。カント的にいえば、同情に流されて他者援助をするのではなく、何が他人にとっての幸福であるかを理性的に熟慮し、それを促進する行いを義務として実践することが要求される。つまり、他人の幸福という目的を利他的な格率の実質として採用し、普遍的な義務として他者援助を実行

^{*23} 真のニーズという概念は、wahre Bedürfnisse というドイツ語を訳したものであり、複数形の Bedürfnis は欠けたら困る必需品を意味する言葉である。それについて多くの論者は、人間にとって無視できない最低限の必需であり、すべての人に共有された基準であると考えている (cf. Herman, 1984)。その見解に対して、本稿では立ち入らないが、真のニーズはたんに主観的な観点からその個人が優先させる欲求にほかならず、満たされるべき最低限の共通のニーズではないと批判する立場もある (Sticker, 2022)。

しなければならないのである。これが普遍的な義務となるのは、定言命法による格率の普遍化テストの手続きによって正当化される。簡略的に要約すれば、以下ようになる。自分は不可避免的に自分にとっての幸福を追い求め、困ったときには他人から助けることを望むはずである。そうであれば、他人が困ったときにその人を助けないことを許す格率は普遍化不可能である。なぜなら、困った他人を助けない格率が普遍化されるならば、自分が他人から助けられたいという欲求を叶える機会を失い、矛盾するからである。それゆえ、他人にとっての幸福を促進するような援助行為が普遍化可能な義務的な格率として導出される (cf. GMS IV: 423, MS VI: 393)^{*24}。また、ここで想定されている幸福は、それぞれの人にとって経験的にわかる福利の最大化であると考えられる。なぜなら、カントにとって、促進すべき幸福は主観的で自然的なものであり、刹那的なものではなく、「現在と将来のあらゆる状態における福利の最大量 (ein Maximum des Wohlbefindens)」だからである (GMS IV: 418)。我々人間は、各々が経験的に自分の幸福を追求しており、それを互いに援助することが普遍化可能な義務になるのである。

しかし、これは徳の義務であるから、どのような援助行為を選択するかまでは厳密に義務づけられない。そもそもカントによれば、何が幸福をもたらすのかは経験的な問題であるため、何をすべきか確実なことは言えない。しかし、だからこそ他人の幸福を促進する特定の行為の選択は義務にならず、他人の幸福を促進することを目的にして、できる限り努力することが義務になるのである。そして、各人が追求する幸福を促進するという同時に義務である目的から、具体的などのような行為をなすべきかを選択する余地が生まれる。そこで選択する行為は具体的には様々であろうが、何がその人の幸福を促進するのかという考え方もたなければならないのである。このような、他人の幸福を促進するための援助は義務であるという見解は、EA 的行為がカント的観点から義務であると主張するうえで重要な議論である^{*25}。

こうして、他人の幸福を促進することは義務であり、そのためには、他人の幸福について関心を持ち、しかし感情に流されず推論的にそれを実現する方法を考えなければならないと考えられる。たしかに、義務を導出するのは定言命法であり、それは主体の格率を道徳法則に一致させるための形式的な手続きであるから、感情に流されずに推論すること自体が義務に含まれるとまで主張することはできないだろう。しかし、実際に他人の幸福を促進するという目的に従って援助の義務を遂行する際には、

^{*24} カント的な観点から利他主義の可能性を指摘した黎明期の論者として Nagel (1970) を参照のこと。Nagel は、利他行為が普遍的な義務として合理的に要求されることについて、「理由」の観点から説明する。それは、自分が他人に助けを求め、それが他人が自分を助ける理由になると思うのなら、同様に他人を自分が助ける理由があるという議論である。このように Nagel は、カント的な観点から倫理的エゴイストの存在を否定し、利他主義の可能性を示した。

^{*25} もちろん、カントが言及する幸福概念は現代的な幸福 (happiness, well-being) と完全に一致する概念ではないことに注意する必要がある。幸福の概念はカントの中でも多義的であり、それ自体で解釈を必要とする概念であるが、本稿では、EA を評価するために、それぞれの主体が自然に求めている目的である欲求やニーズが満たされ満足しているという主観的な幸福 (福利) に焦点を当てる。本稿では、EA は特定の福利の構想にコミットしていないとみなすため、カント的観点が想定する主観的な福利と EA が想定する福利が同じではない可能性はある。しかし、EA が福利の主観的理論にコミットした場合、それらは重なるだろう。また、もし EA が福利の客観的理論にコミットした場合であっても、例えば客観的リストには主観的な福利が含まれることがあるので (e.g. Fletcher, 2013)、部分的に重なるとはいえるだろう。また、本稿では最高善の一部として得られる道徳的な意味での幸福 (福徳一致) には踏み込まない。なぜなら、道徳的な意味での幸福は、自分の人格に対する道徳的満足であり、他人の幸福についてのものではないからである (cf. MS VI: 388)。なお、カント哲学における幸福は基本的に主観的な快楽や欲求の充足であるという見解は、古典的にはベック (1985) が、最近の議論では Kohl (2017) がとっている。

その人がどのような状況にあり、幸福追求の手助けをするためにはどのような資源を提供すべきかを熟慮することまで要求されると考えることができる。これはカントが述べたことではないが、他人の幸福を促進する義務を負った主体がなすべきことだといえよう。それゆえ、たんに「人を助けよ」という義務的な命令に従えばその具体的な方法や行為、帰結がどうでもよいわけではない。

カントは期待される帰結に道徳的価値はないと断言する非帰結主義者であるが (GMS IV: 401)、それは帰結など考慮する必要がないという主張ではない。あくまで、その行為の道徳的な正しさは、その帰結よりも原理によって評価されなければならないという見解である。カント的観点からしても、他人の幸福の促進を目的とすることは義務であり、それに基づいた援助行為を実行しなければならない。その際に他人が目的とする幸福について考えることを控えるわけにはいかないだろう。その意味で、カント的観点では、定言命法によって命じられる他人への援助義務を遂行するために、そのような推論が要求されると考えられるのである。また、そのときに推論的に考察しているのは、自分の状態に満足しているという幸福の内容と、それを実現するために手助けする方法であると解釈できる。それゆえ、少なくとも、EA 的行為がカント的な意味での他人への援助義務と重なるということができる。

加えて特筆すべきことは、徹底的な理性的な熟慮プロセスを重視する EA とカントは、他人が自分にとってどれだけ近い存在であるかということに、重要な違いを設けないことである。というのも、カントによれば、普遍的な人間性への尊敬が基本であるため、自分が愛着をもっていない他人や、関係をもたない遠くの他人への利他行為も義務となるからである^{*26}。カント的な平等主義的で合理的な観点から利他行為が義務として要求されるとき、目の前の他人を救うことが理性的に判断されるなら、救うことのできる遠くの他人も救うことが、同じ理由で、かつ同じ重みづけで要求されるのである。一点注意すべきことは、これは EA 要求的状況での援助行為において成立する議論であり、帰結主義と同様に、緊急事態での援助行為がつねに EA 的行為である必要はないということだ。Hill が区別するように、カント的観点からも、緊急事態においては遠くの他者よりも目の前の身近な他人を救うことが許容される^{*27}。しかし、たとえ見知らぬ他人であっても、熟慮することが可能なほどに余裕があり、何らかの手段で救うことができる悲惨な状況（例えば、貧困によって深刻な栄養失調にある子ども）に対して、可能な限り援助することは義務である。この義務は不完全義務であり、その義務への違反が即座に非難に値することにはならないが、道徳的義務の不履行とみなされる^{*28}。EA 的行為も、このような不偏的観点に立つことが前提とされる。それゆえ、EA 要求的状況においては、例えば著しく低い福利水準の人々を助けることが、義務として要求されるのである。

^{*26} 「他人に対して、そのひとを愛しているにいかかわらず、われわれの能力に応じて親切にすることは義務である。」 (MS VI: 402) 「なぜなら、人間の道徳的＝実践的關係はすべて、純粋理性の表象における人間関係、すなわち、普遍的立法としての資格を有し、それゆえ自己中心的 (ex solipsismo prodeunt) 利己心から生じたもの) ではありえない格率に基づいた自由な行為における人間関係だからである。私は、私に対するあらゆる他人からの好意 (benevolentiam) を欲する。それゆえ私もまた、あらゆる他人に対して好意的であるべきである。」 (MS VI: 450-1)

^{*27} Hill はカントにおける援助義務を論じた著作の中で、一般的な援助行為と緊急事態での援助行為を区別することを提案している (Hill, 2002)。EA 的行為を扱う本稿では、熟慮可能な状況での援助行為のみを想定する。

^{*28} 「不完全な義務は徳の義務それだけである。この義務の実現は功績 (meritum) = + a である。しかし、この義務への違反はただちに罪悪 (demeritum) = - a ではなく、単に道徳的な無価値 = 0 であるにすぎない。」 (MS VI: 390) 注意すべきことは、不完全義務はれっきとした義務であるから、その不履行は義務遂行の失敗であり、道徳的に価値がないため、それが義務以上の行為、すなわち超義務だというわけではない。

3.2.2 なぜ EA 的行為はカント的な義務になりうるか

以上の議論から EA 的行為とカント的観点の重なりを指摘できた。EA 的行為がカント的観点から正当化される論証は、以下のように整理できる。

1. 厚い EA によれば、厚い EA 的行為とは、単位資源あたりの善を最大化する方法を見つけ出すために証拠を利用し慎重な推論を行い、その知見を利用して世界をより良くしようとする（つまり最善を目指している）行為であり、かつ、ここでの善さ是不偏的かつ厚生主義的なものである。
2. 証拠を利用した慎重な推論がより善い行為を選択する上で重要な状況（EA 要求的状況）では、厚い EA 的行為は単位資源あたりの帰結の福利の総和を最大化する見込みがある。
3. 1, 2 より、厚い EA 的行為は、ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況において、その資源によって可能な、諸個人の福利を不偏的に加算した総和が最大である見込みのある（つまり最善を目指している）行為である。
4. カント的観点によれば、ある行為が他人に対する不完全義務であるのは、次のときかつそのときに限る：(i) 他人の幸福（福利）をできる限り促進することを目的とし、それに従って行為する、かつ (ii) 他人の幸福を不偏的に考慮する。^{*29}
5. 4 より、カント的観点での他人に対する不完全義務である行為は、諸個人の福利を最大化することを目指している。
6. 3, 5 より、カント的観点によれば、ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況であれば、EA 的行為と他人に対する不完全義務が外延的に一致している。

この論証では、EA 的行為とカント的義務の一致が結論づけられているが、二つの問題がある。まず一つ目は、4 から 5 への飛躍である。カント的観点から要求されることは、他人の福利の最大化を援助することであって、厳密に言えば、他人の福利の最大化それ自体ではない。それゆえ、これらが重なるケース、すなわち他人の福利の最大化を援助することが福利の最大化にもなるケースではカント的な他人に対する不完全義務と EA 的行為とが外延的に重なっていることが主張できる。例えば、ある困窮している人の援助をする際に、その人自身が求めている福利の最大化を促進するために必要な手段を講じて、援助することがカント的観点からは要求される。より具体的な例としては、絶対的貧困によるビタミン欠乏症で苦しむ人たちは生き延びるための栄養を求めているのだから、そのために最も効果的であるワクチン接種などを提供するような援助を選ぶべきである。一方で、それらが重なっていないケース、すなわち外延が一致しないケースでは、カント的な他人に対する不完全義務と EA 的行為は一致しないことがある。例えば、困窮している人が何を求めているのかを援助者が勝手に推測し、その幸福追求を援助するのではなく、福利の最大化が見込まれる資源をパターンリズム的に決定して送るようなケースである。このように、カント的観点と EA 的行為は重ならない可能性はあるが、

^{*29} ここで、他人に対する不完全義務とそれ以外の義務が衝突するという懸念があるかもしれない。たしかに、現代のカント倫理学解釈において義務の衝突は問題になるが、とりわけ EA 的行為がカント的観点から義務になるかどうかを検討する本稿では検討しない。なお、カント自身は義務の衝突の可能性を否定している (MS VI: 224)。この問題については、例えば Timmermann (2013) を参照。

本稿で我々が問題にしている EA 要求的状況における対処は、多くの場合で重なっていると評価できよう。例えば、4.2 節で紹介するものであるが、グローバルヘルスの問題に対処するなどの EA 要求的状況において GiveWell が行っている活動は、何が被支援者の重要な福利を最大化するかを証拠に基づいて慎重に考えることであり、他人の福利の最大化を援助するための行為を模索する活動だといえるだろう。たしかに、伊藤 (2021) が言うような、被支援者の福利が最大化されるかどうかを慎重に考えずにあらゆる資源を投入するような活動は肯定的に評価できない。しかしこれは現在の EA コミュニティが主に実践していることではないし (4.2 節を参照)、我々が EA 的行為の典型的な例として評価する GiveWell や GiveDirectly の活動がカント的観点からも一定の仕方では義務として正当化できると考えれば、典型的な EA 要求的状況の多くでカント的観点が EA 的行為を正当化すると主張することができる。

二つ目の問題は行為者の動機に関わるものである。4 のカント的観点によれば、行為者は他人の福利の最大化を目的とすることが義務として要求されているが、3 の厚い EA 的行為には何を目的とすべきかは含まれていない。つまり、EA 的行為の定義では、行為者の動機については何も指定していない。一方、カント的観点では、行為者が他人の福利を最大に促進するというを義務的目的として採用しなければならない。それゆえ、福利の最大化が見込まれる以上に、行為者の動機が重要な要素となる。これはすなわち、前提 3 を満たすような行為であっても、前提 4 のカント的観pointsの要求 (i) を満たさないことがありうるということである。

カントにとって行為者の動機が重要な要素となるのは、その行為が義務に基づいており、それゆえ道徳的価値をもつかどうかを判定する際に動機が基準となるからである。『基礎づけ』で論じられているように、他人を助けるという行為であっても、それが自己利益などの欲求ないし傾向性を目的とするならば道徳的価値はない。他人の幸福という義務的目的を採用し、端的に義務に基づかなければならない。それは、カントが義務と適合する (pflichtmäßig) 行為と義務に基づいた (aus Pflicht) 行為を区別し、後者のみが道徳的価値をもつと論じたことから確認される (GMS IV: 397-399)。それゆえ、カントはその行為が何に基づいたものであるか、すなわち動機によってその行為の道徳的価値を判定するため、何がその人を動機づけたのかによっては道徳的価値が認められない可能性がある。つまり、カント的観点からは、その行為が善い理由によって動機づけられていなければ、たとえ前提 3 を満たす EA 的行為を遂行したとしても、道徳的価値はもたないのである。例えば、定義的に EA 的行為であったとしても、その背後にある動機が、「EA コミュニティと繋がるため」などの場合は、正当化されない。EA 的行為が、カント的観点から正当化される行為と単に外延的に一致するだけでなく、カント的観点から正当化されるためには、義務（この場合は援助を必要とする他人を助けること）が動機となっている必要がある。行為帰結主義*や規則帰結主義*的に EA 的行為が正当化される際には、それが義務に基づくのか傾向性に基づくのかは直接的には気にされないため、ここに両立場の違いが現れる*³⁰。

ここでもう一つ、疑問が生じるかもしれない。何が行為を動機づけたのかによって行為の道徳的価値が決まるカント的観点ならば、他人の福利の最大化という帰結の善は関係ないのではないか。たしかに、カントによれば、その行為がもたらした帰結によって、その行為の道徳的価値は損なわれること

*³⁰ ただし動機帰結主義*の場合は異なるかもしれない。脚注*32 を見よ。

はない。しかし、他人の幸福を促進する義務があり、かつここでの幸福は当人にとっての福利の最大化であると考えれば、少なくとも義務に基づいた行為は EA 的行為になるといえる。このとき、義務に基づいた行為としての他者援助は、その救うべき他人の福利の最大化が見込まれることを検討しなければならない。カント倫理学の素朴な解釈では、その行為の動機が善ければ帰結の見込みはいつでもよいと考えられるかもしれないが、そうではない。3.2.1 で論じたように、カント的観点からみても、その援助行為が利他的動機に基づいていることに加えて、他人の幸福の最大化を目指して熟慮することも怠ってはならない。非帰結主義的なカントの議論は、たとえ最善の帰結が出てこなかったとしても、それを根拠に行為の道徳的価値は損なわれないという議論である。実際にカントは、義務に基づいた善い意志の道徳的価値はその帰結によって左右されることはなく、端的にそれ自体で価値をもつと評価しているが、善い意志はできる限りの手段を尽くすとも述べている (GMS IV: 394)^{*31}。それゆえ、カント的観点は、動機がよければ帰結はいつでもよいという開き直りを許容せず、他人の幸福を促進することを目的とする行為者は、それによって他人の幸福が最大に促進されるかどうかの検討をすすると考えられる。

ここからカント的な EA 的行為は、帰結主義とは違う方向から EA を支持する構造をもつといえる。とはいえ、カント的観点から EA を支持するのは、福利の最大化が行為を道徳的に正しくすると考える帰結主義的な立場に比べて、限定的なものになってしまったことは否めない。しかし、その指摘は、我々が困窮する他人の援助を義務として遂行すべきか、さらにはどのようにすべきかを検討するための、重要な指針になりうる。ここまで明らかにしたように、カント的観点にたっても、可能な限り他人の幸福を促進しなければならないとは認めるから (GMS IV: 431)、他人の幸福が最大になるよう、理性的に慎重な推論を重ね、最も他人の幸福促進に効果的な手段を選ぶことは義務を果たすために欠かせない。厳密に言えば、カントの議論の意図は効果的な他者援助の推進を促す議論ではないが、他者の幸福を満たすために本当に必要とされていることを促進することまでが義務として要求されると解釈できる。もちろん、カント的な観点は、帰結の福利の最大化を根拠にして行為が道徳的に正しいかどうかを判断しない。しかし、他人の福利が最大になるよう援助することが、徳の義務には密接に結びついているのである。それゆえ、利他行為であればすべて義務に基づいた正しい行為であると開き直ることは許容されないということが重要なポイントである。たしかに、カント的観点は EA 的行為をせよという義務を命じるわけではない。それでも、義務に基づいた他人への援助を遂行すると、それは典型的な EA 要求的状況において、EA 的行為を導くのである。他人にとっての幸福を促進し、かれらの生活を改善するための方法も同時に考慮しなければならないのであり、それゆえにカント的観点から義務として要求される行為は、そのすべてではないとしても、EA 的行為と重なるのである。

以上から、先の論証にあった二つの問題、すなわち (1) 4 から 5 への飛躍：カント的観点によって正当化されるのは、福利の総計の最大化ではなく、他人の福利の最大化を援助する EA 的行為のみであること、(2) 動機づけの問題：カント的観点は、他人の福利の最大化を目的としなければならないため、行為者の動機の善さが含まなければならないことは、次の想定を加えることによって解決され

^{*31} カントはここで、できる限り手段を集めて、帰結としてよりよいことを達成するための努力をしようとする「願望」を意志から区別している。

る。(1) 諸個人の福利の最大化を援助することは、その福利の最大化を目指している。(2) 他人の幸福を促進することを目的とした厚い EA 的行為は、他人に対する不完全義務に基づく行為と外延が一致する。よって修正された論証は以下ようになる。

1. 厚い EA によれば、厚い EA 的行為とは、単位資源あたりの善を最大化する方法を見つけ出すために証拠を利用し慎重な推論を行い、その知見を利用して世界をより良くしようとする(つまり最善を目指している)行為であり、かつ、ここでの善さは不偏的かつ厚生主義的なものである。
2. 証拠を利用した慎重な推論がより善い行為を選択する上で重要な状況(EA 要求的状況)では、厚い EA 的行為は単位資源あたりの帰結の福利の総和を最大化する見込みがある
3. 1, 2 より、厚い EA 的行為は、ある資源量を前提にした場合、EA 要求的状況において、その資源によって可能な、諸個人の福利を不偏的に加算した総和が最大である見込みのある(つまり最善を目指している)行為である
4. カント的観点によれば、ある行為が他人に対する不完全義務であるのは、次のときかつそのときに限る: (i) 他人の幸福(福利)をできる限り促進することを目的とし、それに従って行為する、かつ (ii) 他人の幸福を不偏的に考慮する。
5. ある資源量を前提にした場合、グローバルヘルスなどの問題に対処する状況(典型的な EA 要求的状況)で他人の幸福(福利)を最大に促進することを目的とし、それに従って行為することは、諸個人の福利を最大化することを目指している
6. 4, 5 より、ある資源量を前提にした場合、カント的観点での他人に対する不完全義務である行為は、典型的な EA 要求的状況において、諸個人の福利を最大化することを目指している
7. 3, 6 より、カント的観点での他人に対する不完全義務と厚い EA 的行為は、ある資源量を前提にした場合、かつ厚い EA 的行為が他人の幸福を最大に促進することを目的としているならば、典型的な EA 要求的状況において、外延的に一致する

4 帰結主義的 EA とカント的 EA の異同

本節では EA を帰結主義的に正当化する場合とカント的に正当化する場合とで、どのような類似点と相違点があるのかを検討する。ここでは正当化、寄付先、寄付額についてそれぞれ順に検討する。

4.1 正当化の仕方の異同

3 節での議論から明らかなように、帰結主義とカント的観点では EA の正当化は異なる。行為直接帰結主義*では、行為がもたらす帰結の善さの見込みによってその行為が正当化される。あなたがどのような理由に基づいて行為していたとしても、少なくともその行為だけを取り出して考えるならば、帰結の善の見込みが最大であれば行為も正当化される。例えば、あなたは慈善団体 A が最も費用対効果が高いという証拠を持っているが、その証拠を理由とするのではなく、単に他人によく見られたいと思って慈善団体 A に寄付したとしても、帰結主義的には正当化される。

行為間接帰結主義として、例えば規則帰結主義*の場合、最適な諸規則の規範に含まれる規則に従っているかどうかによってその行為が正当化され、この規則はそれがもたらす帰結の善さによって評価される。ここでも、正当化の究極の源泉は帰結の善さである。ただし、行為直接帰結主義と異なり、行為の正当化の直接的な要因は行為以外の参照点(例えば規則)である。しかし本稿で検討した規則帰結主義*では、行為の理由はどうかであれ、厚い EA 的規則(またはそれに近い規則)を含む最適な規範にしたがっていれば、その行為は正しいとされる*³²。

一方カント的観点では、その主体が善い動機から、すなわち普遍化可能と判定された格率から行為することによって正当化される。例えば、他者援助の義務であれば、他人の幸福を促進するという目的を採用して行為しなければならない。これまで述べたように、他人の幸福を促進するためには、何がかれらにとって必要であり、いかにしてそれを促進することができるのかを吟味することが要求される。それゆえ、帰結の善が最大化されるとしても、主体の格率が道徳的に善いものでなければ正当化されないことになる。ここに行為直接帰結主義との根本的な違いがある。カント的な EA 的行為は、「困っている他人を援助する」という目的に基づいて、その中でもっとも善いこと(最もかれらの幸福を促進する)を検討することが要求されるのだ。例えば、単に他人によく見られたいと思って費用対効果の高い慈善団体 A に寄付したとしても、カント的には正当化されない。それでも、限られた資源から援助することを決意し、どの方法が助けを必要とする他人を救うことができるかを考え、義務としてそれを遂行するならば、それは最も他人の幸福を最大化できる行為をとろうとする。

4.2 寄付先の異同

次に、帰結主義とカント的観点とで、要求される EA 的行為の違いが生じるかどうかを検討する。ここでは EA の代表的な実践として寄付を考え、特に寄付先の異同に関して、EA で中心的な役割を果たしている組織である、GiveWell, GiveDirectly, Animal Charity Evaluators の三つを検討することで、帰結主義とカント的観点の異同を明らかにする。

*³² 本稿では動機帰結主義*を検討しなかったが、このような形態の帰結主義の場合は異なる結論を導き出すかもしれない。Chappell は博愛 (benevolence) が不偏的善行 (impartial beneficence) と結びついた徳であるとし、特にこのうち、より客観的で差し迫ったニーズに対処するために必要な傾向性として抽象的博愛を提案している (Chappell, 2019, p. 222)。行為帰結主義*の議論を考えれば、EA 要求的状況において、抽象的博愛から生じる動機づけは帰結の善を最大化する見込みがあるだろうから、EA 要求的状況において抽象的博愛から生じる動機づけに基づく行為は動機帰結主義*的に正しいと思われる。他方で、抽象的博愛やそれに相当する徳以外の動機づけでは、EA 要求的状況においていつでも EA 的行為を動機づけるわけではないと予想されるため、帰結の善を最大化しないだろう。そうであれば、動機帰結主義*では、抽象的博愛ないしそれに対応する動機づけに基づく行為が正しいとなるだろう。よって、動機帰結主義*では、EA 的行為の理由は抽象的博愛に基づくものでなければならないだろう。

ただし、議論すべき点が 2 つある。第一に、行為間接帰結主義*は、ベストな参照点トークンと焦点である行為の関係について理論的に具体化しなければならない (高橋, 2022, pp. 9-10)。よって、動機帰結主義*であっても、抽象的博愛に基づくべきかどうかはその具体化の仕方に依存する。第二に、抽象的博愛と、近接した人々への同情心といった伝統的な徳の間には緊張関係がある (Chappell, 2019, p. 222)。Chappell は、これらの徳が衝突した際には抽象的博愛がその種の伝統的徳を優越する (overriding) というモデルを提示し、この緊張関係の解消を試みている (Chappell, 2019, pp. 222-225)。この議論が成功しているかどうかの評価には追加の議論を必要とするだろう。

4.2.1 GiveWell

GiveWell^{*33}とは様々な慈善団体を、健康改善度や救える命の数などから費用対効果を評価し、調査結果を報告し、最も費用対効果のある実践をしている慈善団体への寄付を推奨する、メタ慈善団体である。GiveWell のホームページからは、GiveWell が現在推奨しているトップチャリティリストを見ることができ、GiveWell を通じてそれらの組織に寄付することができる。2023年8月現在、トップチャリティとして推奨されている組織は、Malaria Consortium（マラリア予防）、Against Malaria Foundation（マラリア予防）、Helen Keller International（ビタミンA欠乏症予防）、New Incentives（定期予防接種の推進）の四つである。GiveWell が支援する団体は、効果的であるという証拠が存在し、費用対効果が高く、資金の受け入れる余地があり、透明性がある組織であるという観点で評価される（GiveWell, 2022）。またトップチャリティとして評価されるには、多額の資金援助に対応でき、非常に高い費用対効果とその実質的な影響がなければならぬとされている（GiveWell, 2022）。例えば、Against Malaria Foundation は、5ドルで1枚の蚊帳を提供することができ、およそ5500ドル（約715,000円^{*34}）で一人の命を救うことができることに匹敵すると概算されている（GiveWell, 2021）。以上のように、GiveWell は、各慈善団体を費用対効果や証拠の強さの観点から評価し、困窮し基本的なニーズが満たされていない人々をより多く救うための活動をしている組織である。そのため、GiveWell はEA運動において重要な組織であり、またGiveWellを通じた寄付は、費用対効果を最大化するというEA的行為の実践の一つであるといえる。

では帰結主義的EAとカント的EAから、GiveWellが推奨する組織への寄付は道徳的義務として正当化されるだろうか。まず帰結主義的EAから考える。本稿のデフォルトの帰結主義である帰結主義*（厚生主義的・不偏的・予期的・最大化・行為帰結主義）を前提にする場合、GiveWellが推奨するような費用対効果が最も高いと考えられる慈善団体への寄付は道徳的に正しい行為であるだろう。一方、帰結主義*の各変項を変えた帰結主義*の場合、例えば非厚生主義を採用する場合には、GiveWellが推奨する組織に寄付することは間違っている可能性がある。しかし、それ以外の帰結主義*で厚いEA的行為を正しいとする場合は、GiveWellが推奨する組織への寄付を正しいとするだろう^{*35}。

カント的EAでは、GiveWellにアクセスし、それが推奨する組織をなぜ選ぶのか、という視点が重要である。行為主体が、他人の幸福促進を含んだ道徳的格率を形成し、それに基づいて他人の支援をすることを決意したうえで、GiveWellを参照することは推奨されるだろう。しかしそれは、結果として費用対効果が最も高い慈善団体を選ぶべきである、という理由ではないことが重要である。それゆえ、無反省に、GiveWellに判断を委ねる場合、それが費用対効果を最大化するとしても、義務の遂行とはみなされない。前節でみたように、EA的行為を正当化する仕方は異なる。それでも、実際に困窮する他人への援助を義務として遂行するには、どの方法が最も適切であるのかを吟味することは必要であ

^{*33} <https://www.givewell.org/> [2023年8月15日閲覧]

^{*34} 1ドルあたり130円で計算。

^{*35} GiveWellが推奨する組織だけでなく本稿で検討する他の組織への寄付に関しても当てはまる問題として、寄付は実際には帰結に影響しない可能性が指摘されている（e.g., Budolfson and Spears, 2019）。帰結主義からEA的行為が正当化されるとしても、GiveWellなどへの寄付が実際にEA的行為であるかどうかは別の議論を必要とするが、本稿では議論しない。

り、そのための参照元として GiveWell は有用であろう。

4.2.2 GiveDirectly

GiveDirectly^{*36}とは、困窮した人々の生活の基本の資源である金銭について、無条件に直接給付する組織である。私たちは GiveDirectly のサイトから寄付額を選び寄付することで、1 ドルあたり約 0.9 ドル給付することができる。GiveDirectly は、無条件現金給付はランダム化比較試験 (RCT) などによって効果的であることが実証されているとしており^{*37}、もしこの主張が正しいならば、GiveDirectly もまた効果的な慈善団体の一つであるといえる。

だが無条件現金給付は最も効果的ではない可能性がある。GiveWell は過去に GiveDirectly をトップチャリティとして推奨していたが、2023 年 8 月現在は推奨していない。GiveWell は GiveDirectly のような無条件現金給付を、他の慈善団体を評価するためのベースラインとして考え、現金給付の約 10 倍以上の費用対効果のある実践をしている組織をトップチャリティとして推奨することにしている (GiveWell, 2022)。このことから、GiveDirectly のような無条件現金給付は、たしかに比較的效果的であるかもしれないが、最も効果的な実践ではない可能性がある。

ではなぜ GiveDirectly は無条件現金給付を続けているのだろうか。GiveDirectly は GiveWell との思想の違いについて、GiveDirectly は支援される側の立場を尊重していることを強調している (GiveDirectly, 2022)^{*38}。GiveWell の推奨するトップチャリティはいずれも、寄付された資金を直接渡さず、それを具体的な物資や教育プログラム等に用いて支援する組織である。例えば Against Malaria Foundation はマラリア予防のための蚊帳の提供などを行っている組織である。対照的に GiveDirectly は現金を直接給付するため、その使用用途を被支援者に完全に任せることになり、被支援者の自律性を尊重しているといえるだろう。このように、GiveWell と GiveDirectly は、何を重要視しているのかについて意見の相違がある。

帰結主義的 EA とカント的 EA では、GiveDirectly への寄付はどのように評価されるだろうか。まず、自律性が非道徳的価値をもたないとする形態の帰結主義^{*}は、GiveDirectly よりも GiveWell への寄付を推奨するだろう。GiveDirectly の無条件現金給付よりも優れた慈善活動があるならば、GiveDirectly に寄付することは正しい行為ではない。一方で、自律性や選択の尊重などが非道徳的価値をもつとする形態の (非厚生主義的) 帰結主義^{*}の場合、GiveDirectly への寄付は正しい行為である可能性がある。無条件現金給付は全く効果的ではないということではなく、一定程度の効果を見込めるため、それに加えて自律性の尊重が非道徳的価値を持つなら、GiveWell の推奨先ではなく GiveDirectly への寄付が推奨されるかもしれない。これは非道徳的価値をもつ項目にどのような重みづけをするのかに依存するだろう。

カント的 EA では、GiveDirectly は推奨される寄付先の一つになる。これまで述べてきたように、カント的観点から正当化される EA 的行為は、その主体が求める幸福追求を援助する仕方で、被支援

^{*36} <https://www.givedirectly.org/>[2023 年 8 月 15 日閲覧]

^{*37} <https://www.givedirectly.org/research-at-give-directly/>[2023 年 8 月 15 日閲覧]

^{*38} 次のリンク先のページでは GiveDirectly の価値観が表明されており、その最初の価値観は「受益者第一 (Recipients first)」である。 <https://www.givedirectly.org/givedirectly-values/>[2023 年 8 月 15 日閲覧]

者の福利の最大化を目指すものである。それゆえ、支援すべき対象が福利の最大化を実現できるように援助することは、カント的観点からみて望ましい EA 的行為である。その点で、GiveDirectly への寄付はより推奨されることになる。なぜなら、それぞれの被支援者が何を求めているのかを支援者の側から決定せずに、直接現金給付という仕方でも援助するため、その使用は被支援者に委ねられ、自身の福利を最大化するのに用いることができるからである。

4.2.3 Animal Charity Evaluators

Animal Charity Evaluators (ACE)^{*39}とは、費用対効果の観点から非ヒト動物^{*40}のための慈善団体を評価し、GiveWell のようにその一部をトップチャリティとして推奨している組織である。ACE は「反種差別と他の形態の反抑圧」「福祉の改善」「経験的証拠と論理的推論」にコミットしており (Animal Charity Evaluators, 2021)、2023 年 8 月現在、トップチャリティとして推奨されている組織は、Faunalytics (動物擁護研究への支援)、The Humane League (畜産動物福祉の改善)、The Good Food Institute (動物性食品を使用しない製品の開発・普及)、Wild Animal Initiative (野生動物福祉の改善) の四つである^{*41}。例えば、The Humane League は鶏のケージフリー化等を推進している組織であり、ここに寄付することで 1 ドルあたり 10 羽の鶏の一年に影響を与える (つまりケージフリーにする) ことが見込まれるとされる (Capriati, 2018)。また、反種差別や快樂主義などのいくつかの (論争的な) 前提を置いた場合、Against Malaria Foundation (マラリア予防) に寄付するよりも The Humane League に寄付するほうが 10 倍から 100 倍程度費用対効果が優れている可能性がある (Clare and Goth, 2020)。一方で、非ヒト動物に関する活動がどれほど効果的であるのかを示す証拠は少なく、大きな不確実性があるとされている (Animal Charity Evaluators, 2018)。そのため、非ヒト動物のための慈善団体への寄付は、人に対する慈善活動組織への寄付と同等かそれ以上の費用対効果が見込まれる可能性があるが、不確実性が高い。

帰結主義的 EA とカント的 EA は ACE の推奨する組織への寄付をどのように評価するだろうか。帰結主義*の場合、哺乳類や鳥類が有感であり道徳的地位を有していると考えれば、ACE への寄付は正しい行為である可能性がある。もし ACE が推奨する慈善団体の活動の費用対効果が、GiveWell が推奨する慈善団体の活動の費用対効果よりも大きい場合、ACE が推奨する組織への寄付はより強く正当化され、GiveWell が推奨する慈善団体への寄付はむしろ間違っている可能性もある。EA を扱う著作 (e.g., シンガー, 2015; マッカスキル, 2018) が人に関する慈善団体への寄付や活動に多くのページを費やしていることを考えると、もし以上の議論が正しく、かつ帰結主義*を前提にした場合、現在の EA の動きは大きく見直される必要があるだろう。一方で、帰結主義の中でも反種差別にコミット

^{*39} <https://animalcharityevaluators.org/> [2023 年 8 月 15 日閲覧]

^{*40} ここで想定されている非ヒト動物は、すべての非ヒト動物ではなく、有感な (sentient) 非ヒト動物のことを指す。どの動物種が有感であるかは議論の余地があるが、本稿では検討しない。

^{*41} いずれの組織も、いわゆる廃絶主義的なアプローチではなく、(新) 福祉主義的なアプローチを取っていると思われる。廃絶主義と (新) 福祉主義とは、非ヒト動物 (特に非ヒト農場動物) に関してどのような活動をすべきかについての立場である。どちらの立場も最終的に動物の完全な解放を目指すか、(新) 福祉主義は漸進的に動物福祉を改善しつつ目指すのに対し、廃絶主義はそのような漸進的な改善はむしろ最終目標を遠ざけてしまうと考えている (Fischer, 2021, pp. 234-237)。

しない場合、非厚生主義を採用する場合や、証拠の不確実性をより重視する場合、非ヒト動物の福祉レベルや道徳的地位の程度などをどのように考慮するかにも依存するが、ACEが推奨する組織への寄付は正当化し難い。このように帰結主義の場合、どのような前提を取るかによって評価は大きく変わる。

カント的EAでは、基本的に非ヒト動物への支援は念頭に置かれない。なぜなら、カントが想定する他人は、自分と同じように理由に基づいて行為する理性的存在者としての人間だからである。また、カントは非ヒト動物に関する義務について語ることはあるが (MS VI: 443)、かれらに対する義務は存在しないと考えているため、少なくとも直接的な支援の対象は人間に限定されると考えてよいだろう^{*42}。

4.3 自己犠牲の度合いの異同：寄付実践をケースとして

最後に、本稿でこれまで検討してこなかった自己犠牲の程度、すなわち利用する資源量について、寄付実践をケースとして簡単に検討する。

まず帰結主義^{*}的EAから考える。帰結主義^{*}の素朴な解釈では、限界効用に達するまで、つまり、寄付することによる（主には自身の）福利の減少量と（主には他者の）福利の増加量が等しくなるところまで寄付すべきである (Singer, 1972, pp. 240-241)。だが、私たちの心理的特徴による限界を考慮すると、ほとんどの人にとってそのような生活をするのは長い目で見て苦しいものであり、燃え尽きてしまったために寄付実践が長続きしない、などのことになるだろう。そのため、限界効用に達するまでの寄付や極度の自己犠牲は帰結主義^{*}的に望ましくない。したがって、適度な利他主義 (Schubert and Caviola, 2021) が帰結主義^{*}的に要求されており、その程度は個人によって変わるだろう。一つの目安として、2節で紹介した The Life You Can Save が提供する計算サイトでの結果から始め、徐々に増やすのが望ましいかもしれない。

次に、寄付額について影響を与えるであろう変項として、参照点、不偏性、当為論的評価だけをそれぞれ変更した帰結主義^{*}を考える。まず規則帰結主義^{*}、特に Hooker 的な規則帰結主義^{*}では、規則の内面化のコストが大きすぎてはならないのであった (3.1.3.5 節)。Hooker 自身は、比較的裕福な人々であれば、収入の1~10%を寄付するという規則であれば内面化のコストが大きすぎることはないだろうと示唆している (Hooker, 2000, p. 163)。この10%という数字は、2節で紹介した Giving What We Can が求めている割合と同じである。

次に不偏性について、偏頗的な帰結主義^{*}として、3.1.3.2 節で検討した社会的近接自己他者帰結主義 (SPSOC) から寄付額について考える。SPSOCでは、帰結の善さは社会的近接性で調整され、この社会的近接性は、自己にとっての善さについて最も大きな重みをつけ、社会的に遠い人々にとっての善さについてより小さな重みをつける。この社会的近接性が、自己に対して極端に大きく重みづけされているならば、寄付額はかなり小さくなるだろう。他方、より緩やかな重みづけの分布をしているならば、それに比例して寄付額は大きくなるだろう。これは社会的近接性の重みづけをどうするかによ

^{*42} 近年、カントの『徳論』に基づいて、動物への道徳的配慮 (moral concern) を正当化する著作が出版されている (Müller, 2022)。Müller は、カントにおける目的それ自体としての人間の議論 (定言命法としての人間性の公式) は、道徳的配慮の対象についての主張ではないと解釈し、カントにおいても非ヒト動物が道徳的被行為者 (moral patient) として認められるとみなす。それゆえ、カント的EAが非ヒト動物を排除するかどうかは自明ではないが、これは論争的であるため、本稿では扱わない。

て大きく変わることを意味する。

最後に当為論的評価について、満足化帰結主義*を考えよう。満足化帰結主義*にとって重要なのはしきい値 n である。例えば Hurka は、しきい値 n に関する比較説 (最善の帰結との比較によってしきい値を特徴づける立場) の満足化帰結主義に対する批判において、人々が非常に苦しんでおり、しかし全ての苦しみを取り除けないときに、できる限り取り除くことよりも少ないことをするのは直観的に受け入れがたいと述べている (Hurka, 1990, p. 110)。このことは、しきい値 n が、人々が少なくとも苦しんでいない状態であることを示唆する。現在の EA は主に、絶対的貧困下にある人々や、健康が著しく悪化した状態またはそうなる見込みがある人々に対して利他的実践を行っている (4.2 節を参照)。こうした人々がこのしきい値を下回った厚生水準にいると考えられるなら*⁴³、満足化帰結主義*は最大化帰結主義*と一致するだろう。というのも、満足化帰結主義の共通する定式化によれば、(i) あるしきい値 n 以上の善を含む帰結をもたらす (ことに加えて一定の条件を満たす)、または (ii) 最善の帰結をもたらすとき、かつそのときに限るといものである (cf. Rogers, 2010)。もしいかなる行為もしきい値 n を上回る帰結をもたらすことができない (つまり条件 (i) を満たせない) なら、満足化帰結主義*は条件 (ii) を満たす行為、すなわち最善の帰結をもたらす行為のみを正しいとする。よって、しきい値 n 以下の人が存在しているケースでは、満足化帰結主義*は最大化帰結主義*と同じ評価を下すため、最大化帰結主義*同様、適度な利他主義を推奨することになるだろう。

次にカント的 EA では、3.2.1 で述べたように、どれだけ自己犠牲をする必要があるかについては確定されない。カントは、利他行為を義務として遂行するには、自分の幸福をある程度確保しておくことも、間接的には義務であると認める (MS VI: 388)。その理由は、自分自身が窮迫され、欲求が満たされていない状況では、他人を助ける義務を遂行することは非常に困難だからである。それゆえ、幸福を促進すべき対象は他人であるが、直接的な義務の遂行を妨げないために、間接的には自己の幸福にも気を配る必要があるということである。よって、過度な自己犠牲を要求することはないだろう*⁴⁴。しかし、助けを必要とする人への支援を見過ごし、自分の幸福を他人よりも過大に優先することは許容されない。3.2.2 で論じたように、私たちは自分にできる限り困窮する他人を援助する義務を負っているのである。それゆえ、あらゆる困窮した他人の幸福への配慮と自分のニーズの充足のバランスを重視したうえで、EA 的行為を実践することが推奨されるだろう。

以上のように、帰結主義でもカント的観点でも、ある程度の寄付が道徳的義務として要求される。これは「もし寄付するのであれば、最も効果的なところに寄付すべき」のような条件的義務 (conditional obligation) (Pummer, 2016; Horton, 2017; cf. Sinclair, 2018) よりも要求が強い義務である。なぜなら、条件的義務しかない場合、そもそも寄付するつもりがないならば寄付をする義務はないが、帰結主

*⁴³ このことは、そのような人々が「生きるに値しない」生を送っているということ、規定的にそう定義しない限り、意味しない。

*⁴⁴ 具体的にどれほどの自己犠牲が要求されるかは、少なくとも実践上は難しい問題である。例えばカントの援助義務は、過大要求 (overdemandingness) と多くを要求しないこと (undemandingness) の間で、中程度に (moderately) 要求するものとする見解がある (Formosa and Sticker, 2019)。援助義務の要求度が中程度である理由は次のように分けられている。自分の幸福を確保し、自分の目的を他人より優先することが徳の領域では許容されるという点で、過大要求ではない。しかし、できるだけ多くの援助行為をする方が徳があり、他人の幸福に無関心であることは悪徳であるという点で、多くを要求しないわけではない。

義もカント的観点も、寄付するつもりがあるかないかにかかわらず、EA 的行為を義務として要求することがあるからである。

5 結論

本稿では、EA 的行為が帰結主義とカント的観点からどのように正当化されるかを検討した。EA とは、証拠に基づいた推論によってできる限り善いことをするという立場であり、具体的な実践としては、主に貧困で苦しむ人々や工場畜産下で苦しんでいる非ヒト動物の状況を改善することを目指している。EA は初期の頃は功利主義から正当化されてきた。しかし本稿では、功利主義以外の帰結主義からも EA 的行為が正当化されること、および、他人の幸福を促進する義務に着目し、いかにその行為を導くべきであるかを解釈的に展開することで、EA 的行為がカント的観点からも義務として正当化されるということを議論した。特に功利主義以外の帰結主義については、標準的な帰結主義の形態から様々な要素(参照点, 善, 不偏性, 帰結の評価, 当為論的评价)を一つずつ変えた帰結主義の変種からそれぞれ EA 的行為を検討し、一部は厚い EA 的行為を、ほかは薄い EA 的行為を正しいまたはなすべき行為であるとする結論づけた。またカント的観点からは、他人の幸福を促進することを目的にするという不完全義務(あるいは徳の義務)から、幸福を追求する各個人の福利が最大になることを目指す援助行為をするよう努力するべきだという結論を導くことができた。これは、帰結の福利が最大になるよう全体を比較考慮したうえで援助行為をするという意味ではないが、各人の福利の最大化を援助するという意味で、EA 的行為を正当化すると結論づけた。最後に 4 節では、帰結主義的 EA とカント的 EA の間で、正当化、寄付先、寄付額に関して異同があることを確認した。

本稿では、帰結主義とカント的観点の二つの道徳理論から、(異なる仕方ではあるが)ある一定の条件下で EA 的行為が義務として正当化されることを示すことができた。EA は多くの文脈で功利主義と結び付けられ、また EA 支持者のうち約 67% が功利主義を道徳理論として採用するが、本稿の議論はこのような素朴な対応関係を拡張するものである。本稿で功利主義以外の帰結主義やカント的観点をとったとしても EA 的行為の正当化されることを明らかにしたことで、EA 的行為がよりエキュメニカルなものであることが示された。

付記

本研究は応用哲学会第 15 回年次研究大会での発表に基づいている。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP20H01175 の助成を受けたものである。また、本論文の草稿に対して有益なコメントをくれた稲荷森輝一さん、蔵田伸雄さん、徐晨倚さん、宮園健吾さん、吉村佳樹さんの各氏(敬称はさんで統一しました)、応用哲学会第 15 回年次研究大会でコメントをしていただいた方々、および二名の匿名査読者に心から感謝する。

参考文献

- [1] Adams, R. M. (1976) “Motive Utilitarianism,” *Journal of Philosophy*, Vol. 73, No. 14, pp. 467–481.
- [2] Animal Charity Evaluators (2018) “Our Use of Cost-Effectiveness Estimates,” URL: <https://animalcharityevaluators.org/research/methodology/our-use-of-cost-effectiveness-estimates/> (2023年8月15日閲覧) .
- [3] ——— (2021) “The Philosophical Foundation of Our Work,” URL: <https://animalcharityevaluators.org/about/background/our-philosophy/> (2023年8月15日閲覧) .
- [4] Berg, A. (2018) “Effective altruism: How big should the tent be?” *Public Affairs Quarterly*, Vol. 32, No. 4, pp. 269–287.
- [5] Bradley, B. (2006) “Against satisficing consequentialism,” *Utilitas*, Vol. 18, No. 2, pp. 97–108.
- [6] Budolfson, M. and Spears, D. (2019) “The Hidden Zero Problem: Effective Altruism and Barriers to Marginal Impact,” in Greaves, H. and Pummer, T. eds. *Effective Altruism: Philosophical Issues*, pp. 184–201, Oxford: Oxford University Press.
- [7] Capriati, M. (2018) “Cause Area Report: Corporate Campaigns for Animal Welfare,” Founders Pledge. URL: <https://founderspledge.com/research/fp-animal-welfare> (2023年8月15日閲覧) .
- [8] Caviola, L., Schubert, S., and Greene, J. D. (2021) “The psychology of (in) effective altruism,” *Trends in Cognitive Sciences*, Vol. 25, No. 7, pp. 596–607.
- [9] Chappell, R. Y. (2019) “Overriding Virtue,” in Greaves, H. and Pummer, T. eds. *Effective Altruism: Philosophical Issues*, pp. 218–226, Oxford: Oxford University Press.
- [10] Clare, S. and Goth, A. (2020) “How good is The Humane League compared to the Against Malaria Foundation?”, Effective Altruism Forum. URL: <https://forum.effectivealtruism.org/posts/ahr8k42ZMTvTmTdwm/how-good-is-the-humane-league-compared-to-the-against> (2023年8月15日閲覧) .
- [11] Driver, J. (2001) *Uneasy virtue*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [12] Dullaghan, N. (2019) “EA Survey 2019 Series: Community Demographics & Characteristics,” Effective Altruism Forum. URL: <https://forum.effectivealtruism.org/posts/wtQ3XCL35uxjXpwjE/ea-survey-2019-series-community-demographics-and> (2023年8月15日閲覧) .
- [13] Fischer, B. (2021) *Animal ethics: A contemporary introduction*, NY: Routledge.
- [14] Fletcher, G. (2013) “A Fresh Start for the Objective-List Theory of Well-Being,” *Utilitas*, Vol. 25, No. 2, pp. 206–220.
- [15] Formosa, P. and Sticker, M. (2019) “Kant and the Demandingness of the Virtue of Benef-

- icence,” *European Journal of Philosophy*, Vol. 27, No. 3, pp. 625–642.
- [16] Gabriel, I. (2017) “Effective altruism and its critics,” *Journal of Applied Philosophy*, Vol. 34, No. 4, pp. 457–473.
- [17] GiveDirectly (2022) “Why giving directly still means giving well,” URL: <https://www.givedirectly.org/giving-directly-still-means-giving-well/> (2023年8月15日閲覧) .
- [18] GiveWell (2021) “How We Produce Impact Estimates,” URL: https://www.givewell.org/impact-estimates#Impact_metrics_for_grants_to_GiveWell%E2%80%99s_top_charities_in_2021 (2023年8月15日閲覧) .
- [19] ——— (2022) “Our Criteria,” URL: <https://www.givewell.org/how-we-work/criteria> (2023年8月15日閲覧) .
- [20] Herman, B. (1984) “Mutual aid and respect for persons,” *Ethics*, Vol. 94, No. 4, pp. 577–602.
- [21] Hill, T. (2002) *Human welfare and moral worth: Kantian perspectives*, Oxford, GB: Clarendon Press.
- [22] Hooker, B. (2000) *Ideal code, real world: A rule-consequentialist theory of morality*, Oxford: Oxford University Press.
- [23] Horta, O., O’Brien, G. D., and Teran, D. (2022) “The Definition of Consequentialism: A Survey,” *Utilitas*, Vol. 34, No. 4, pp. 368–385.
- [24] Horton, J. (2017) “The all or nothing problem,” *The Journal of Philosophy*, Vol. 114, No. 2, pp. 94–104.
- [25] Hurka, T. (1990) “Two kinds of satisficing,” *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition*, Vol. 59, No. 1, pp. 107–111.
- [26] Jackson, F. (1991) “Decision-theoretic consequentialism and the nearest and dearest objection,” *Ethics*, Vol. 101, No. 3, pp. 461–482.
- [27] Kohl, M. (2017) “The normativity of prudence,” *Kant-Studien*, Vol. 108, No. 4, pp. 517–542.
- [28] MacAskill, W. (2019) “The Definition of Effective Altruism,” in Greaves, H. and Pummer, T. eds. *Effective Altruism: Philosophical Issues*, pp. 10–28, Oxford: Oxford University Press.
- [29] ——— (2021) 「The history of the term “effective altruism” . Effective Altruism Forum」, , Effective Altruism Forum. URL: <https://forum.effectivealtruism.org/posts/9a7xMXoSiQs3EYPA2/the-history-of-the-term-effective-altruism> (2023年8月15日閲覧).
- [30] ——— (2022) *What we owe the future: Basic books*, (マッカスキル, W. 千葉敏生 (訳)(2024). 『見えない未来を変える「いま」: <長期主義>倫理学のフレームワーク』. みすず書房.).
- [31] Mason, E. (2014) “Objectivism, Subjectivism and Prospectivism,” in Eggleston, B. and Miller, D. E. eds. *The Cambridge Companion to Utilitarianism*, pp. 177–198: Cambridge

University Press.

- [32] Müller, N. D. (2022) *Kantianism for Animals: A Radical Kantian Animal Ethic*, NY: Palgrave Macmillan.
- [33] Mendez, S. (2023) “US Egg Production Data Set,” Open Science Framework. URL: <https://doi.org/10.17605/OSF.IO/Z2GXN>.
- [34] Nagel, T. (1970) *The Possibility of Altruism*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- [35] Norcross, A. (2020) *Morality by degrees: Reasons without demands*: Oxford University Press.
- [36] O’Neill, O. (1993) “Kant’s Ethics,” in Singer, P. ed. *Companion to Ethics*, pp. 175–185: Blackwell.
- [37] Ord, T. (2019) “The Moral Imperative Toward Cost-Effectiveness in Global Health,” in Greaves, H. and Pummer, T. eds. *Effective Altruism: Philosophical Issues*, pp. 29–36, Oxford: Oxford University Press.
- [38] Portmore, D. W. (2022) “Consequentializing,” in Zalta, E. N. and Nodelman, U. eds. *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Fall 2022 edition: Metaphysics Research Lab, Stanford University.
- [39] Pummer, T. (2016) “Whether and where to give,” *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 44, No. 1, pp. 77–95.
- [40] Rogers, J. (2010) “In defense of a version of satisficing consequentialism,” *Utilitas*, Vol. 22, No. 2, pp. 198–221.
- [41] Schubert, S. and Caviola, L. (2021) “Virtues for Real-World Utilitarians,” PsyArXiv. URL: <https://doi.org/10.31234/osf.io/w52zm>.
- [42] Sinclair, T. (2018) “Are we conditionally obligated to be effective altruists?” *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 46, No. 1, pp. 36–59.
- [43] Singer, P. (1972) “Famine, Affluence, and Morality,” *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 1, No. 3, pp. 229–243.
- [44] Sinhababu, N. (2018) “Scalar consequentialism the right way,” *Philosophical Studies*, Vol. 175, No. 12, pp. 3131–3144.
- [45] Stanaway, J. D., Afshin, A., Gakidou, E. et al. (2018) “Global, regional, and national comparative risk assessment of 84 behavioural, environmental and occupational, and metabolic risks or clusters of risks for 195 countries and territories, 1990–2017: a systematic analysis for the Global Burden of Disease Study 2017,” *Lancet (London, England)*, Vol. 392, pp. 1923 – 1994.
- [46] Sticker, M. (2022) “True Need in Kant,” *Kant-Studien*, Vol. 113, No. 3, pp. 432–458.
- [47] Timmermann, J. (2013) “Kantian Dilemmas? Moral Conflict in Kant’s Ethical Theory,” *Archiv für Geschichte der Philosophie*, Vol. 95, No. 1, pp. 36–64.
- [48] Todd, B. (2023) “This is your most important decision: Why your career is your biggest

- opportunity to make a difference to the world. 80,000 Hours.,” 80,000 HOURS. URL: <https://80000hours.org/make-a-difference-with-your-career/> (2023年8月15日閲覧) .
- [49] Vessel, J. P. (2010) “Supererogation for utilitarianism,” *American Philosophical Quarterly*, Vol. 47, No. 4, pp. 299–319.
- [50] Wood, A. W. (2007) *Kantian Ethics*, New York: Cambridge University Press.
- [51] シンガー, P (2015) 『あなたが世界のためにできる たったひとつのこと 〈効果的な利他主義〉のすすめ』, [関 美和訳], NHK 出版.
- [52] ベック, L. W (1985) 『カント「実践理性批判」の注解』, [藤田 昇吾訳], 新地書房.
- [53] マッカスキル, W (2018) 『〈効果的な利他主義〉宣言!: 慈善活動への科学的アプローチ』, [千葉 敏生訳], みすず書房.
- [54] 伊藤 亜紗 (2021) 「「うつわ」的利他——ケアの現場から」, 伊藤 亜紗 (編) 『「利他」とは何か』, 17–64 頁, 集英社.
- [55] 高橋 礼 (2022) 「帰結主義における行為とそれ以外: その焦点、参照点、レベル」, 『相関社会科学= Komaba Studies in Society』, 第 32 巻, 3–19 頁.
- [56] 森村 進 (2018) 『幸福とは何か: 思考実験で学ぶ倫理学入門』, 筑摩書房.
- [57] 石田 京子 (2008) 「カント実践哲学における「法」と「道徳」」, 『エティカ』, 第 1 巻, 53–83 頁.
- [58] 畜産技術協会 (2015) 「採卵鶏の飼養実態アンケート調査報告書」.
- [凡例]: カントの著作からの引用はアカデミー版カント全集を用い, 巻数をローマ数字, 頁数をアラビア数字で示す. なお, 本文中の省略記号としては, 次の著作が対応している. GMS: 『道徳の形而上学の基礎づけ』(本文中では『基礎づけ』)(*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*), MS: 『道徳の形而上学』(*Die Metaphysik der Sitten*)

著者情報

竹下昌志 (北海道大学大学院情報科学院 takeshita.masashi.68@gmail.com)

清水颯 (北海道大学大学院文学院 shimizu.philo@gmail.com)